




教育・福祉連携推進のための 研修実施ガイド

令和4年1月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター
国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター



目次

はじめに	3
------	---

第1章 研修カリキュラム

I. 研修カリキュラムについて	5
II. 発達障害者支援に関する専門性に係る連携・協働に関する項目一覧	6
III. 研修カリキュラム	7 - 46

第2章 研修実施ガイド

I. 研修実施ガイドについて	48
II. 研修の企画・実施の流れ	49 - 55
1. 地域の実態把握	
(1) 連携の現状	
(2) 研修の現状	
(3) 地域のリソースの把握	
(4) 研修の実施主体と協働・協力組織の連携	
2. 研修の企画・立案	
(1) 目的	
(2) 受講対象	
3. 研修プログラムの作成	
(1) 取り扱う項目	
(2) 研修形式	
(3) 研修期間の設定	
(4) 1 講座の時間設定	
(5) 講師の選定	

4. 評価と次年度の計画
 - (1) 研修会の評価
 - (2) 受講者の評価
 - (3) 評価結果の分析
 - (4) 次年度の計画作成

Ⅲ. 研修カリキュラムを活用した研修プログラムの作成例 56 - 67

1. 都道府県教育委員会・福祉部局共催研修
 - (1) 初級者対象のオンライン研修
 - (2) 中級者対象の合同研修
2. 都道府県福祉部局主催研修
 - (1) 児童発達管理責任者等対象の研修Ⅰ
 - (2) 児童発達管理責任者等対象の研修Ⅱ
 - (3) 発達障害者支援センター主催の合同研修
3. 都道府県教育委員会主催研修
 - (1) 管理職対象の合同研修
 - (2) 既存の校長会研修に組み込む校長対象の研修
 - (3) 既存の年次研修に組み込む中堅教員対象の研修
 - (4) 特別支援教育コーディネーター対象の研修
 - (5) 養護教諭対象の研修
4. 市区町村福祉部局主催研修
 - (1) 自立支援協議会主催の合同研修
 - (2) 児童発達支援管理責任者等対象の研修

参考資料 68 - 79

はじめに

発達障害をはじめとする障害のある子どもの支援においては、分野や領域を超えた切れ目のない連携が不可欠で、より一層の推進が求められています。特に、教育と福祉の連携では、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解や、保護者も含めた情報共有が必要です。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省は、平成30年3月に「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」¹をまとめました。同報告には、国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターの連携促進により、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両省・両者による連携の下、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討することが示されています。

これを受けて、国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターは、令和元年度に「発達障害に係る教育と福祉の支援人材の専門性と研修の在り方検討報告書」²を作成するとともに、支援者の専門性を整理して「連携・協働に関する研修カリキュラム」を作成しました。さらに令和2年度には、都道府県及び政令指定都市等が研修の実施主体として教育関係者と福祉関係者が対象の研修会を企画・実施するための「研修実施ガイド」を作成しました。

本書は、これら「研修カリキュラム」と「研修実施ガイド」を一つにまとめ、各自治体において部局を横断した連携の下、教育と福祉の支援者の人材育成及び指導・支援の向上を目指した研修について提案するものです。本書が家庭と教育と福祉の連携・協働に基づく地域の支援体制の充実に資することを願っております。

¹ 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」：厚生労働省及び文部科学省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192.html>

² 「発達障害に係る教育と福祉の支援人材の専門性と研修の在り方検討報告書」：国立特別支援教育総合研究所ホームページ参照 http://cpedd.nise.go.jp/about_cpedd/katsudo/kentou/01

第1章 研修カリキュラム

I. 研修カリキュラムについて

各地域において、教育と福祉の支援者が連携・協働して発達障害者支援を行う人材を段階的・計画的に育成していくために、共通に身につけておくべき専門性の項目とその内容について整理したものが「連携・協働に関する研修カリキュラム」です。

まず、発達障害者支援の専門性の中から、連携・協働に必要な専門領域を「基礎知識」「指導・支援」「家族支援」「地域連携・協働」「法令・制度・施策」「権利擁護」の6つに分けました。次に各領域で教育と福祉で共通性の高い項目（14項目）、教育分野の内容で福祉関係者にも理解してほしい項目（8項目）、福祉分野の内容で教育関係者にも理解してほしい項目（11項目）、保健・医療・労働の各分野の内容で教育と福祉の関係者に理解してほしい項目（7項目）を選定し、専門性を整理しました。本研修カリキュラムは、研修の実施主体が、地域の実態やニーズに応じてテーマを決め、これらの40項目の中から必要な内容を選択して研修会を企画・実施することを前提としており、すべての内容を履修しなくてはならないということではありません。

研修カリキュラムでは、各項目の解説と主な内容を明示し、その項目について学ぶための「研修講座」の具体例を挙げました。また、受講者の経験に応じて学べるよう、項目ごとに初級・中級・上級の3段階の到達目標を設け、段階性のある研修を計画的に設定できるようにしました。初級研修は支援人材の裾野を広げること、中級研修は職場で指導的立場としてOJTを推進していく人材を育成すること、上級研修は他機関・他職種と連携して地域を支えるエキスパートとしての人材を育成することを目的としています。

さらに、本研修カリキュラムは、各自治体において既存の研修体制を見直す機会としても活用していただけたらと考えております。例えば、教育と福祉で内容が重複している研修を再整理して合同研修とすることや、まだ取り組めていない内容を新たに加えることなど、現在の研修をより充実させるヒントになれば幸いです。

Ⅱ. 発達障害者支援の専門性に係る連携・協働に関する項目一覧

●教育と福祉で共通性の高い項目（共通分野 14 項目） ●さらに学んでほしい項目（専門分野 26 項目）

分野	A 基礎知識	B 指導・支援	C 家族支援	D 地域連携・協働	E 法令・制度・施策	F 権利擁護
共通	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の障害特性の理解 ●発達心理 ●切れ目のない支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●アセスメント ●支援の計画の作成と活用 ●特性に応じた指導・支援 ●併存障害の理解と対応(二次的な問題を中心に) ●就業(就労)支援 ●生活・余暇支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●早期発見・早期支援 ●家族・保護者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●他の分野との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援法 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約
教育	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育(概論) ●特別支援教育体制 ●学習指導要領と教育課程 ●発達障害のある子どもの教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導と授業づくり ●学級経営と生徒指導 ●キャリア教育と進路指導 				<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児・者福祉(概論) ●障害児保育 ●ソーシャルワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ●対人援助の基本姿勢 ●発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域診断と地域ネットワーク ●ケアマネジメント ●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する法令・制度とサービスの実際 	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見
保健	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健体制 				<ul style="list-style-type: none"> ●関連領域の法体系と動向(保健・医療分野合わせて) 	
医療	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の医療 ●精神疾患とその治療 					
労働	<ul style="list-style-type: none"> ●就業(就労)支援の実際 				<ul style="list-style-type: none"> ●労働に関する法令・制度・施策 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働・雇用分野における権利擁護

Ⅲ. 研修カリキュラム

【 A 基礎知識 】 1. 発達障害の障害特性の理解

共通分野

国際生活機能分類（ICF）や障害者基本法を踏まえた新しい障害観の考え方について理解するとともに、法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」について理解する。

◆主な内容◆

- ・ 障害観の変遷
- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者権利条約
- ・ 発達障害の医学的診断、発達障害の教育的定義
- ・ 発達障害の概念
- ・ 発達障害の定義および特性

◆研修講座名（例）◆

「発達障害の歴史的変遷と基本的理解」（講義 90 分）

○発達障害の歴史的変遷（講義 30 分）

- ・ 親の育て方に起因するなど誤った理解がされていた過去を振り返りながら障害観の変遷を解説する。
- ・ 障害児・者の教育や福祉をめぐる、現状と課題を明らかにして解説する。
- ・ 特殊教育から特別支援教育への変遷の趣旨と意義を解説する。
- ・ ICF や障害者基本法の理念を踏まえた、医療モデルから社会モデルへの変遷を解説する。
- ・ 現在の我が国の診断基準である国際疾病分類第 10 版（ICD-10）を中心に解説し、第 11 版（ICD-11）についても触れる。

○発達障害の基本的理解（講義 60 分）

- ・ 発達障害者支援法で定めるところの発達障害について、医学的診断や教育的定義の捉え方の違いを解説する。
- ・ 発達障害の多様性と、それぞれの障害特性を、つまずきや困難さ、支援のあり方等、具体的な事例を示しながら解説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害について、基本的な事項を説明できる。

中級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害に関する基本的な事項、障害児・者の教育や福祉をめぐる問題・課題に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害に関する基本的な事項、障害児・者の教育や福祉をめぐる問題・課題を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

参考資料

7, 20, 26, 39, 43, 99, 103, 104, 116, 117, 118, 119, 121

発達の一般的特徴や各発達段階の特徴について概要を理解するとともに、発達障害など非定型発達についての基礎的な事項や考え方について理解する。

◆主な内容◆

- ・生涯における心身の発達と各発達段階の特徴
- ・認知機能および感情・社会性の発達
- ・自己と他者の関係性のあり方と心理的発達
- ・非定型発達に関する基礎と考え方

◆研修講座名(例)◆

「発達の基本的理解と各発達段階の特徴」(講義 90分)

- ・発達の一般的特徴(順序性、方向性、連続性、個人差)や各発達段階の特徴について概説する。
- ・認知機能および感情・社会性の発達、自己と他者の関係性のあり方と心理的発達に関する基本的内容について解説する。
- ・発達障害のある子どもに対する適切な対応と支援を行うため、発達の遅れや偏り等の困難についての基本的知識や考え方を解説する。

◆到達指標◆(教育関係者・福祉関係者共通)

初級：各発達段階における心理的、社会的、身体的な発達過程および発達の遅れや偏り等の困難について基本的な事項を説明できる。

中級：各発達段階における心理的、社会的、身体的な発達過程および発達の遅れや偏り等の困難に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：各発達段階における心理的、社会的、身体的な発達過程および発達の遅れや偏り等の困難を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

発達障害のある子どもが、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けるためには、関係する機関や支援者が担うそれぞれの役割や、情報を共有する必要があることを理解する。

◆主な内容◆

- ・情報の引継ぎ・共有の必要性やツール
- ・個別の支援計画の活用
- ・地域における支援体制（自治体の好事例紹介含む）

◆研修講座名（例）◆**「障害のある子どもたちへの切れ目のない支援」（講義 90 分）**

- ・学校生活のみならず家庭や地域での生活も含め、一貫した支援を長期的・継続的に行うためには、個別支援計画や個別教育支援計画、各地域で発行されている引継ぎのためのファイル等を活用した情報の引継ぎや共有が必要であることを解説する。
- ・各自治体における好事例について紹介し、各自治体の関係部局や関係機関等が連携した支援体制の構築の重要性について解説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：一貫した支援を長期的・継続的に行うため、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有の必要性を説明できる。

中級：一貫した支援を長期的・継続的に行うため、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：一貫した支援を長期的・継続的に行うため、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

アセスメントの意義や目的を踏まえ、様々なアセスメントの基本的内容を理解し、実態把握や情報収集、行動観察の方法などを身につける。発達障害のアセスメントによく活用されている発達検査・知能検査、学力や認知機能、行動・社会性に関する検査についても概要を理解し、得られた結果を対象者本人にとって有用な指導・支援に活用できることを目指す。

◆主な内容◆

- ・アセスメントの意義や目的
- ・実態把握、情報収集、行動観察の方法
- ・本人・保護者への面接・面談（インテークの重要性）
- ・発達、心理、学力、行動、社会性のアセスメントの種類や特徴と結果の解釈

◆研修講座名（例）◆

「アセスメントの基本的理解とその活用について」（講義・演習 90 分）

○発達障害支援におけるアセスメントの概要とその意義（講義 45 分）

- ・アセスメントを実施する意義や目的について解説する。
- ・実態把握に有用な情報収集と行動観察の方法及び、本人・保護者への面接・面談を行う上で望まれる姿勢やインテーク面接の重要性について解説する。
- ・発達障害のアセスメントによく活用されている発達検査・知能検査、学力や認知機能、行動・社会性に関する検査や基本的な結果の解釈、機能的アセスメント等について解説する。
- ・発達障害児の支援においては、アセスメントから得られた情報を包括的に解釈し、一人一人に合った支援方法を組み立てることが重要であることを解説する。

○発達障害支援におけるアセスメントの実際（演習 45 分）

- ・具体的な事例（または模擬事例）からの情報収集や行動観察から得た情報を整理させる。
- ・事例を包括的に理解するための実態把握における着眼点を確認させる。
- ・よく活用されている検査について、結果（模擬事例）を例示し、考えられる課題について予測させる。
- ・情報収集や行動観察から得た情報に、検査結果から考えられる課題等を合わせて、日常生活において有効だと考えられる具体的な支援方法について協議させる。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：アセスメントの意義や目的を理解し、手順や方法について基本的な事項を説明できる。

中級：様々なアセスメントの基本的な事項に関する内容を踏まえ、アセスメントの結果を活用し、個に応じた支援を実践できる。

上級：様々なアセスメントの結果を活用し、他機関・他職種と連携を図りながら個に応じた具体的な支援の方法を提案できる。

教育と福祉の連携の際に用いられる支援の計画について、サービス等利用計画等と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた個別支援計画の意味・知識・技術等の原則論を理解する。更に特別支援学校、特別支援学級等だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒においても、個別の教育支援計画等が作成・活用されていることを理解する。

◆主な内容◆

- ・相談支援専門員との連携
- ・サービス担当者会議
- ・支援目標や支援内容の設定
- ・本人や家族の承認
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画
- ・指導・支援に関する様々な記録

◆研修講座名(例)◆

「支援ニーズの把握と共有」(講義・演習 90分)

○支援の計画の作成・活用および関係機関との連携(講義 45分)

- ・発達障害のある子どもが適切な指導・支援を受け、地域社会の中で自立した生活を送るためには、それぞれの機関が支援の計画(例えば福祉では障害児支援利用計画、サービス等利用計画、個別支援計画、教育では個別の教育支援計画、個別の指導計画)を作成し、活用することが重要となることを解説する。
- ・関係機関同士が支援ニーズを把握し、共有するために必要な連携の在り方について解説する。
- ・教育と福祉では、支援の計画の位置付けや取り扱いに違いがあることについて解説する。
- ・サービス等利用計画等と個別支援計画の関係、個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係について解説する。

○支援ニーズの把握と情報共有の重要性(演習 45分)

- ・現在担当している事例を基に、具体的な支援の計画を作成させる。
- ・情報共有の好事例を示し、それぞれの機関における役割や関係性について考えさせる。
- ・作成した支援の計画をグループで共有し、情報共有の仕方や活用の工夫について協議をさせる。

◆到達指標◆(教育関係者・福祉関係者共通)

初級：教育や福祉で連携の際に用いられる様々な支援の計画の役割について説明できる。

中級：教育や福祉で連携の際に用いられる様々な支援の計画の役割に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：教育や福祉で連携の際に用いられる様々な支援の計画の役割に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な知識と指導・支援技術を身につけ、学習面や生活面、行動面、対人関係などの個々の子どもの特性に応じたニーズに基づき、適切な指導及び必要な支援を行うことができる。

◆主な内容◆

- ・学習面や生活面に関する指導・支援
- ・行動面、対人関係・社会性に関する指導・支援
- ・コミュニケーションに関する指導・支援
- ・感情や情緒、心理的不適応に関する指導・支援
- ・感覚・運動面に関する指導・支援

◆研修講座名(例)◆

「発達障害のある子どもへの指導・支援」(講義 90分)

・発達障害のある子どもは、学習面や生活面、行動面、対人関係、コミュニケーション、感覚・運動面など、さまざまな生きづらさを抱えている。その生きづらさを軽減し、可能性を伸ばすための指導・支援のアイデアや教材・教具(支援機器)について解説する。

・関係機関と家庭が連携し、生活場面全体において一貫した指導・支援を行うための体制づくりや環境の整備が必要となることを解説する。

「発達障害のある子どもへの指導・支援の実例」(演習 90分)

・指導・支援の実例のどの点が優れているのか、自分の担当する利用者や児童生徒に応用できることはないか等についてのディスカッションから、個々の子どもの特性やニーズに基づくアセスメントから適切な指導及び必要な支援までの一連の流れを理解させる。

◆到達指標◆(教育関係者・福祉関係者共通)

初級：発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な事項を説明できる。

中級：発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な事項に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な事項に関する内容等を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

発達障害は、精神障害などとの併存もあることを理解する。そのことを踏まえ、特定の障害特性にのみ結び付けることなく、その子どもの状態像に合わせた対応が必要であることを学ぶ。また、不適切な環境や対応の中で過ごすことで、二次的な問題からの併存障害を引き起こすことがあることを理解し、その対応方法について学ぶ。

◆主な内容◆

- ・発達障害に併存する障害
- ・二次的な問題が現れている状態像
(行動や学習上の不適応、身体的・心理的な問題、精神症状など)
- ・二次的な問題に対する支援

◆研修講座名(例)◆

「併存障害についての理解と基本的な対応」(講義 90分)

- ・発達障害に併存する障害について概説する。
- ・強度行動障害、不登校やひきこもり、家庭内暴力、触法、うつなどのさまざまな精神症状といった二次的な問題が現れている状態像について概説する。
- ・冰山モデル等の考え方を活用し、二次的な問題が現れている行動の背景に、特性への配慮が不十分であることや適切な環境が整えられていない状況があることを概説する。
- ・特性把握の重要性、環境調整、チームによる支援、記録や分析の方法など、基本的な対応のあり方について概説する。

「二次的な問題への対応」(演習 90分)

- ・受講者からの持ち寄り事例ないしは架空事例を用いて、グループで検討する場を設ける。
- ・必要な情報や、配慮すべき特性、適切な環境を把握し、どんな支援が考えられるかをグループで話し合い、それを全体で共有する流れで進行する。

◆到達指標◆(教育関係者・福祉関係者共通)

初級：併存障害の概要や二次的な問題の背景について説明できる。

中級：二次的な問題の背景を分析し、必要な取組を実践できる。

上級：二次的な問題の背景を分析し、他機関・他職種に対して、具体的な支援の方法を提案できる。

就業支援のプロセス（インテーク、職業準備性向上のための支援、求職活動支援、定着支援など）や、発達障害の人たちの職業的課題、支援上の留意点などを理解するとともに、働くこととキャリア教育、進路指導とのつながりを理解する。

◆主な内容◆

- ・作業学習
- ・進路指導
- ・キャリア教育
- ・就労準備性（職業準備性）
- ・就労トレーニング
- ・就職活動（求職活動）
- ・定着支援

◆研修講座名（例）◆

「『働くこと』を支えるために必要なこと」（講義・演習 90 分）

○本人を就労につなげたり、就労を支えたりするために必要な指導・支援内容（講義 45 分）

- ・学齢期において大切なことや関連する教育内容（キャリア教育等）について概説する。
- ・就職活動の時期において大切なことや関連する内容について概説する。
- ・働くことが定着するために大切なことや関連する内容について概説する。

○教育や福祉の立場から意見交換する場の設定（演習 45 分）

- ・本人を働く場につなげたり、働くことを支えたりするために必要な支援内容について、グループで意見交換する場を設ける。
- ・福祉関係者と教育関係者が意見交換できるようなメンバー構成を行う。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：働く場につながり定着に至るまでの指導・支援の流れを説明できる。

中級：働く場につながり定着に至るまでの指導・支援の流れを踏まえ、支援に「働く」という視点からのアイデアを取り入れることができる。

上級：働く場につながり定着に至るまでの指導・支援の流れを踏まえ、他機関・他職種に対して、「働く」という視点を取り入れた支援のアイデアを提案できる。

発達障害のある子どもの現在の生活及び将来を見据えた生活を考える上で、生活習慣の形成や日常生活の管理、余暇など、就業面や生活面で一体的かつ総合的な指導・支援をすることが重要である。発達障害のある子どもが日常生活を送る上で求められる力や、余暇時間を主体的に活動するための指導・支援の必要性と学校教育及び福祉サービスにおける具体的な取組について理解する。

<主な内容>

- ・ QOLの向上
- ・ 生活習慣の形成
- ・ 健康管理
- ・ 金銭管理
- ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活や日常生活に関すること

◆研修講座名(例)◆

「地域や社会でよりよく生きるための指導・支援」(講義 90 分)

・ 発達障害のある子どもが、地域の一員として受け入れられ、主体的に社会参加し、つながりを持ちながら共に生きる社会を構築するためには、個々の特性やニーズに合わせた多様な生活の場(安心できる居場所、相談できる場所等)の確保が必要である。そこで、QOLを向上させるために必要な生活や余暇の支援の在り方について解説する。

・ 日常生活や余暇に関する指導・支援の実際について、教育と福祉それぞれの分野における具体的な取組について解説する。

◆到達指標◆(教育関係者・福祉関係者共通)

初級：生活や余暇に関する支援の意義や教育と福祉それぞれの分野の取組について説明できる。

中級：生活や余暇に関する支援の意義や教育と福祉それぞれの分野の取組を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：生活や余暇に関する支援の意義や教育と福祉それぞれの分野の取組を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

発達障害のある子どもへの早期からの支援の充実および保護者への支援を充実させる視点から、早期の気づきと早期支援の重要性について理解する。また、発達障害の疑いがある場合に、その保護者に対して適切な支援や情報提供を行うために必要な知識を学ぶ。

◆主な内容◆

- ・早期発見・早期支援の意義
- ・乳幼児健診におけるスクリーニング
- ・早期の相談と対応
- ・自治体による発達支援

◆研修講座名(例)◆

「発達障害の早期発見と早期支援」 (講義・演習 90分)

○発達障害支援における早期発見・早期支援の重要性 (講義 45分)

・1歳6ヶ月児健診や3歳児健診におけるスクリーニングの意義、発達障害特有のアセスメントツールについて解説する。

・発達障害の疑いがある場合に、その保護者に対して適切な支援や情報提供を行うために必要な知識や姿勢について解説する。

・母子保健医療分野で推進されている対策等の概要と重要性について解説する(子育て世代包括支援センターや子どもの心の診療ネットワーク事業、健やか親子21(第二次)など)。

○地域における発達支援体制の充実(演習 45分)

・地域における社会資源の役割等(障害福祉分野のみに限定せず)について理解を促し、発見から支援につなぐ仕組みの充実に向けて必要な取組について、意見交換を通して考える場を設ける。

・妊娠期からの支援や情報の共有化など、地域における切れ目のない支援の実現のために必要な取組について、意見交換を通して考える場を設ける。

◆到達指標◆(教育関係者・福祉関係者共通)

初級：早期発見・早期支援の重要性や取組について説明できる。

中級：早期発見・早期支援の重要性や取組を踏まえ、関係機関と情報を共有し、その情報に基づいた適切な支援ができる。

上級：早期発見・早期支援の重要性や取組について説明でき、地域における課題を分析し、必要な取組について提案できる。

教育と福祉における家族・保護者支援に共通する部分と、異なる部分を把握するとともに、家族・保護者に対する支援の意義及び具体的な取組について理解する。また、障害児・者と家族・保護者支援における関係機関と専門職の役割を理解し、支援の実際を知る。

◆主な内容◆

- ・ 障害受容の理解と支援
- ・ 障害児・者と家族等の支援における関係機関と専門職等の役割
- ・ 障害児・者と家族等に対する支援の実際
- ・ 家族会
- ・ きょうだい支援
- ・ 保護者による発達特性の理解
- ・ 保護者面談

◆研修講座名(例)◆

「家族・保護者支援について」(講義 90分)

・ 発達障害児・者の支援には、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害児・者の家族を支援していくことが重要である。特に家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言、情報提供や発達障害児・者の家族がお互いに支え合うための活動の支援など、十分に配慮された支援が大切であり、その意義について概説する。

・ 発達障害児・者及び家族等支援事業として、①ペアレントメンター養成等事業、②家族のスキル向上支援事業(ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施)、③ピアサポート推進事業、④その他本人・家族支援事業があり、その取組について概説する。

・ 家族会やきょうだい支援について概説する。

・ 発達障害のある子どもやその疑いがある子どもの保護者への支援の意義及び具体的な取組について概説する。

・ 障害受容やメンタルヘルスなど保護者の心情を踏まえ、信頼関係を築きながら子どもの支援ニーズや子育てに関する支援ニーズ等を把握することの重要性について概説する。

・ 保護者を支援するための面談・カウンセリング技能、保護者支援のための施策の情報提供及び利活用等について概説する。

「家族・保護者支援の実際」(演習 90分)

・ ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、保護者面談やカウンセリング技能について、実際に体験し、演習を通して家族・保護者支援について学ぶ機会を設定する。

◆到達指標◆(教育関係者・福祉関係者共通)

初級：家族・保護者支援の重要性や取組について説明できる。

中級：家族・保護者支援の重要性や取組を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：家族・保護者支援の重要性や取組について他機関・他職種に対して、適切な実態把握に基づいて個々のケースにおける課題を分析し、必要な支援を提案できる。

発達障害のある子どもに対する教育と福祉、医療、保健、労働等の総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解するとともに、具体的なケースを通してその実際について学ぶ。

◆主な内容◆

- ・ 支援に関わる機関・組織（各機関の役割・意義・責任・強みや弱みなど）
- ・ 多機関による包括的支援体制
- ・ 多職種連携及びチームアプローチの意義
- ・ 利用者、家族の参画／家族の役割
- ・ 支援計画の活用
- ・ 地域で開催される協議会・会議（個別の支援会議、事例検討会議を含む）等
- ・ 就業支援ネットワークの構築及び、保健・医療と教育・福祉との連携

◆研修講座名（例）◆

「機関連携の意義と実際」（講義 90 分）

- ・ 発達障害のある子どもへの一貫した支援を保障するには、各専門分野の連携が必要であることを解説する。
- ・ 教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関及び家族が連携して支援に取り組むことで、より効果的な支援の提供につながることを解説する。
- ・ 有機的な連携を実現するためには各機関の役割を理解し、適確な役割分担と情報共有が重要であることを解説する。
- ・ 発達障害児の支援に携わる各機関の役割・意義・責任等や、連携に必要なポイントを解説する。
- ・ 教育分野の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」と、福祉分野の「サービス等利用計画」「個別支援計画」における情報（内容）の共通点と相違点を解説する。
- ・ 他機関、他職種との連携においては支援計画を活用し、積極的に情報共有を図ることを解説する。

「個別支援会議」（演習 90 分）

- ・ 連携の意義や具体的な連携方法を学び、機関連携の実際を体験させる。
 - ・ 演習はロールプレイや連携に関する事例検討等を実施する。
- 1) 機関連携による課題解決が必要な具体的なケース（災害、虐待、触法、就職等）をピックアップ、あるいは架空事例を用意する。
 - 2) 演習の進行は基本的に説明→演習→グループ発表→まとめ、でグループワークとする場合はファシリテーターを配置することが望ましい。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：各機関・各職種の役割や連携のポイントについて説明できる。

中級：実際に他分野における各機関・各職種との連携の実践ができる。

上級：各機関・各職種との連携を実践するにあたって、実践の手順や留意事項等について提案できる。

発達障害者の社会的な支援体制の確立を目指すために定められている内容や、関連する制度、支援の仕組みについて理解する。

◆主な内容◆

- ・法が目指す理念
- ・関連する制度や施策
- ・福祉サービスの活用

◆研修講座名（例）◆

「発達障害者支援法について」（講義+協議 90分）

- ・発達障害者支援法の成立と施行は、これまで「谷間の障害」として法制度の対象にならなかった自閉症等の発達障害を定義して明確化し、教育・福祉・医療・保健・労働などの対象として位置付けたこと等を概説する。
- ・発達障害者支援法が目指す理念や示されている条文（目的、定義、国及び地方公共団体の責務等）について概説する。
- ・発達障害者支援法を根拠とする発達障害者支援のための具体的な制度や施策（発達障害者支援地域協議会、発達障害者支援体制整備事業、発達障害者支援センターの設置・運営、巡回支援専門員整備事業等）について概説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：発達障害者支援法の基本的な事項について説明できる。

中級・上級：他機関・他職種に対して発達障害者支援法の理念を踏まえた連携・協働に関する具体的な提案ができる。

障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約の理念や内容、考え方について理解するとともに、虐待防止や合理的配慮、意思決定支援等に関して必要な知識や技術、支援のプロセスについて理解する。

◆主な内容◆

- ・ 障害者の権利に関する条約 ・ 児童の権利に関する条約
- ・ 児童虐待防止法と児童福祉法（社会的養護関連）
- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 障害者差別解消法（理念及び合理的配慮と意思決定支援を重点的に）

◆研修講座名（例）◆

「権利条約と権利擁護」（講義 90 分）

- ・ 児童や障害者の権利とそれぞれの権利条約の理念を解説する。
- ・ 日本では 1994 年に「児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）」を、2014 年に「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」をそれぞれ批准しており、その経緯と趣旨を解説する。
- ・ 子どもの権利条約では「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」の 4 つの原則があり、子どもならではの権利も定められていることを解説する。
- ・ 障害者権利条約の第 5 条（平等及び無差別）で障害に基づくあらゆる差別禁止を謳うとともに、「合理的配慮の否定」を障害に基づく差別に含めたことが特徴の一つとなっていることを解説する。
- ・ 意思決定過程における障害当事者の関与について解説する。
- ・ 児童虐待防止法の概要と対象（児童福祉法との分担等）などについて解説する。
- ・ 障害者虐待防止法の概要（わかりやすい版使用）、学校長の義務等（間接的防止措置）について解説する。
- ・ 各分野における日本の取り組みや障害者差別解消法など、権利擁護に関する法令の理念や趣旨を中心に解説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：権利条約や関係法令の趣旨を説明できる。

中級：合理的配慮や意思決定支援など、権利条約や関係法令に定められている内容を実践できる。

上級：合理的配慮や意思決定支援など、権利条約や関係法令に定められている内容について他機関・他職種に対して提案できる。

※ここでは、法令の概要について取り扱う。虐待に関する支援の実際等については、「【D 地域連携・協働】虐待の予防・早期発見・対応に関する連携（福祉分野）」で取り扱う。

参考資料

3, 6, 20, 21, 26, 34, 39, 40, 46, 70, 75, 106, 118, 119

学校教育制度の基本を定めた法律、特別支援教育の理念やインクルーシブ教育システム構築の考え方、就学先決定のプロセスなど、特別支援教育、発達障害に係る国の施策や法令等についての基本的な知識を身につける。

◆主な内容◆

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・我が国における障害児支援施策と学校教育に係る法令、制度（歴史的な経緯を含む）
- ・インクルーシブ教育システム（合理的配慮と基礎的環境整備）

◆研修講座名（例）◆

「特別支援教育概論」（講義 90 分）

- ・教育基本法に定められた教育の目的及び基本理念、基本方針等について概説する。
- ・学校教育法は、教育基本法に基づいて学校制度の基本を定めた法律であること、具体的な内容は施行規則や施行令で示されること等について概説する。
- ・障害者権利条約を踏まえ、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の理念について概説する。
- ・特殊教育から特別支援教育に転換する際の法整備や制度改正によって発達障害がその対象として位置付けられたこと、通級による指導や就学先決定のプロセス等について概説する。
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月）をもとに、学校教育における合理的配慮と基礎的環境整備について発達障害の事例を中心に概説する。

◆到達指標◆（福祉関係者）

初級：特別支援教育（特に発達障害に関すること）に係る法令や国の施策について理解し、説明できる。

中級・上級：特別支援教育に係る法令や国の施策を踏まえて、連携・協働に活かすことができる。

特別な教育的ニーズのある子どもが在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において特別支援教育は実施される。校内委員会を設置し、校長より指名された特別支援教育コーディネーターを中心に整備されている校内支援体制の仕組みについて理解する。

◆**主な内容**◆

- ・校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの役割
- ・養護教諭の役割
- ・巡回相談員、専門家チーム
- ・特別支援学校のセンター的機能

◆**研修講座名(例)**◆

「学校全体で取り組む特別支援教育」(講義・協議 90分)

○校内支援体制の仕組み(講義 45分)

- ・特別な教育的ニーズのある子どもを学校全体で支援するために、全ての学校が設置している校内委員会の役割や組織等について解説する。
- ・各学校における特別支援教育の推進役であり、関係機関との連携・調整の窓口である特別支援教育コーディネーターの役割について解説する。
- ・子どもの心身の健康に関わる専門家としての養護教諭の役割について解説する。
- ・都道府県や市区町村の教育委員会が整備する巡回専門員や専門家チームの役割について解説する。
- ・特別支援学校が地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて行っている支援について解説する。

○校内支援の実際(協議 45分)

- ・学校が巡回専門員、専門家チーム、特別支援学校等と連携して対応した事例を紹介する。
- ・紹介した事例や実際の経験を踏まえ、福祉関係者として学校と連携する際の課題や工夫について協議させる。

◆**到達指標**◆(福祉関係者)

初級：学校における特別支援教育体制について説明できる。

中級：学校における特別支援教育体制を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：学校における特別支援教育体制を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な取組を提案できる。

学校教育は学習指導要領を基準として教育が行われており、各学校において校長が授業に関する教育課程を編成していることについて理解する。

<主な内容>

- ・学習指導要領（通常の学級における配慮、自立活動の指導など）
- ・教育課程の編成

◆研修講座名（例）◆

「学習指導要領と教育課程」（講義・協議90分）

○学習指導要領を基準とした教育課程の編成（講義45分）

・学習指導要領は、公教育として全国どこにおいても同じ水準の教育を受けられることを保障するために告示されており、学習指導要領に基づいて各学校が定めた教育計画が教育課程であることについて概説する。

・小・中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領の改訂が平成29年から順次行われ、小・中学校及び高等学校においては、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する配慮が示されたことなど、特別支援教育の視点から改訂のポイントについて概説する。

・特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の教育課程の編成について、通常の教育との学びの連続性、各教科と自立活動の関連等の観点から概説する。

・特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する自立活動の指導について学習指導要領に示されている目標と内容、発達障害のある児童生徒への指導の実際について概説する。

○発達障害のある子どもの自立活動の指導（協議45分）

・自立活動の指導は、子どもの実態把握からその子どもにとって必要な指導内容を考えるもので、学校で作成する個別の指導計画を理解する上で重要なものである。学校との連携の場（支援会議等）を想定し、発達障害のある子どもの個別の指導計画等を題材に、実態把握や指導目標・指導方法等について協議する場を設定する。

◆到達指標◆（福祉関係者）

初級：学校教育は学習指導要領を基準として各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）において教育課程を編成し、日々の教育活動が行われていることを理解し、説明することができる。

中級・上級：学習指導要領を基に教育課程が編成されて学校の教育活動が行われていることを踏まえ、教育機関と連携を図りながら必要な取組を実践できる。

発達障害のある子どもの教育的ニーズに結びつけた多様な学びの場の形態と内容について知り、適切な支援について理解する。

◆主な内容◆

- ・特別支援学校の教育
- ・特別支援学級の教育
- ・通級による指導
- ・通常の学級における教育

◆研修講座名(例)◆

「発達障害のある子どもの適切な指導と必要な支援」(講義・協議90分)

○多様な学びの場の基本的な理解(講義60分)

- ・特別支援学級・通級・通常の学級において、発達障害のある子ども達の受けている教育について解説する。
- ・教育的ニーズに応じた指導の連続性のある多様な学びの場について解説する。

○講義後の意見交換(協議30分)

- ・それぞれの場における具体的な指導・支援の工夫や役割の違いなど、意見交換する場を設ける。

「発達障害のある子どもの適切な指導と必要な支援：実地研修」(講義・見学・協議150分)

○多様な学びの場の現状の理解(講義60分・見学60分・協議30分)

- ・実際の教育現場における実情からそれぞれの役割を理解するため、地域の小学校もしくは中学校(特別支援学級・通級・通常の学級)、特別支援学校等の学校見学を行う。
- ・上記講座例の講義と協議について見学と合わせ実地にて研修する。

※新しい生活様式を踏まえた状況から、学校見学の受け入れが困難な場合

- ・e-ラーニングコンテンツを活用するなどして、特別支援学級、通級による指導、通常の学級、(特別支援学校)における実際の教育活動(日課表、指導内容、配慮、授業など)について具体的に解説する。

◆到達指標◆(福祉関係者)

初級：学校教育における多様な学びの場を理解し、その基本的な形態や内容を説明できる。

中級：学校教育における多様な学びの場の形態や内容に関する理解を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：学校教育における多様な学びの場の形態や内容に関する理解を踏まえ、教育機関と連携を図りながら地域の課題解決のために提案できる。

障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解し、更に障害者福祉の歴史と障害者観の変遷、制度の発展過程について理解する。

◆主な内容◆

- ・「福祉」とは
- ・「障害者」とは
- ・障害者の生活実態
- ・障害者を取り巻く社会環境
- ・障害者福祉の理念
- ・障害者福祉制度の発展過程
- ・障害者と家族等の支援における関係機関及び専門職の役割

◆研修講座名（例）◆

「障害児・者福祉総論」（講義 90 分）

- ・「福祉」の役割や目的等を示した上で、教育との類似点・相違点を解説する。
- ・「障害者」「障害児」の定義や障害種別の概要と、その中での発達障害の位置づけについて概説し、併せて手帳制度についても解説する。
- ・自宅や施設等で暮らしている、障害者の生活実態や社会環境について解説する。
- ・障害者福祉を支える「人権尊重、権利擁護」、「自立とリハビリテーション」、「機会均等化」、「社会福祉」の4つの理念について概説する。
- ・障害児者支援の基本的理念について解説する。
- ・障害者福祉制度の発展過程を概説し、教育制度の変遷と対比する。
- ・当事者、家族等を取り巻く関係機関、専門職等の役割について解説する。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：障害児・者福祉の概要を説明できる。

中級・上級：教育と福祉の目的や成り立ちなどについて、類似点・相違点が整理でき、それらを踏まえて連携・協働に活かすことができる。

※福祉との連携に必要な知識として教員に押さえておいてほしいことを主な内容としていることを踏まえ、この講座における「障害者とは」は、法令上の定義について取り扱う。医学モデルや社会モデル、ICFの障害観等については、「【A 基礎知識】 1. 発達障害の障害特性の理解（共通分野）」にて取り扱う。

障害児保育を支える理念や歴史の変遷、子どもの理解や援助方法、環境構成等を学び、保護者への支援や関係機関との連携について理解する。

◆主な内容◆

- ・ 障害児保育を支える理念
- ・ 障害児の理解と保育における発達の援助
- ・ 家庭及び関係機関との連携
- ・ 子どもの健康及び安全
- ・ インクルーシブ保育

◆研修講座名（例）◆

「障害児保育の基本的理解と現状」（講義 90 分）

- ・ インクルーシブ保育等の障害児保育を支える理念及び変遷を解説するとともに、その実現に向けて実践している保育現場における実情も併せて伝える。
- ・ 障害児保育に係る保育士の加配等の制度について解説する。
- ・ 保育現場における発達援助の実際について解説する。
- ・ 家庭との連携・協力の重要性や、地域の専門機関・学校等との連携や移行について解説する。
- ・ 保育所保育指針に示されている「子どもの健康及び安全」に関して、保育の場における実践について解説する。
- ・ インクルーシブ保育の効果や課題を正しく解説した上で、保育現場における具体的な実践例を伝える。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：障害児保育の概要を説明できる。

中級・上級：障害児保育の現状を踏まえた、連携・協働ができる。

ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程や実際のソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。また、コミュニティワークの概念とその展開やソーシャルワークにおけるスーパービジョン等について理解する。

◆主な内容◆

- ・ソーシャルワークの理念と実際
- ・ケアマネジメント
- ・ソーシャルワークにおける支援の階層
- ・コミュニティワーク
- ・スーパービジョンとコンサルテーション

◆研修講座名(例)◆

「ソーシャルワーク」(講義 90 分)

- ・ソーシャルワークの理念と実際について解説する。
- ・ケアマネジメントの対象及びプロセスについて解説する。
- ・ソーシャルワークの、ミクロ、メゾ、マクロの各階層について解説する。
- ・コミュニティワークについて解説する。
- ・スーパービジョンとコンサルテーションなど、ソーシャルワーカーに対する支援と管理について解説する。

◆到達指標◆(教育関係者)

初級：ソーシャルワークについて基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：ソーシャルワークに関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：ソーシャルワークに関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

ポピュレーションアプローチを基本とした地域における保健に関する取組とその具体について理解する。

◆**主な内容**◆

- ・保健師の役割
- ・保健指導
- ・子育て支援
- ・乳幼児健診
- ・子育て世代包括支援センター
- ・健やか親子21（第2次）

◆**研修講座名（例）**◆

「地域における母子保健の取組について」（講義90分）

・保健師は、住民、世帯・家族及び地域の健康課題を主体的に捉え、保健・医療・福祉等の関係機関、住民等との連携及び協働を行っている。訪問指導、健康診査、健康相談、健康教育等の直接的な保健サービスの提供、住民の主体的活動の支援、家族や関係機関との調整、ネットワークづくり等の活動について説明する。

・保健指導は、母子保健事業において発育・発達・育児・健康・家族環境等の状況を把握し、継続的支援、関係機関へつなぐ等し、乳幼児や保護者等への支援を行っていることを説明する。また、母子保健事業の実施主体は市区町村であることや、都道府県・政令指定都市・保健所の役割についても併せて説明する。

・核家族化、地域のつながりの希薄化、孤立化、育児不安、個別の家庭の多様化及び児童虐待予防等を踏まえた子育て支援について説明する。

・1歳6か月、3歳児等に実施される乳幼児健康診査は、健康の維持増進、疾病の早期発見、子育て支援の場として重要な事業であり、各健診の目的、健診内容、事後フォロー、家族支援について説明する。

・妊娠期から子育て期にわたる様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援を行う拠点「子育て世代包括支援センター」の機能や連携を説明する。また、幼児期の保育機関との連携だけでなく、就学に向けたライフイベントを挟んだ連携の重要性を説明する。

・健やか親子21は母子保健の国民運動計画であり、重点課題①「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」として発達障害を含む指標が設定されていること等について説明する。

「母子保健との連携について」（演習90分）

・母子保健における早期発見・早期支援、切れ目のない支援の重要性を理解し、実例を交えながら今後の連携のあり方を考える。

◆**到達指標**◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：母子保健の取組や事業を理解し、説明できる。

中級・上級：母子保健における他機関連携について具体的な方法を提案できる。

専門的な発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認められる病院又は診療所を確保する必要があることを踏まえ、連携・協働の観点から発達障害児・者への医療の役割を理解する。

◆**主な内容**◆

- ・ 診断・評価
- ・ 診断告知
- ・ 親に対するカウンセリング、ガイダンス
- ・ 障害児医療（身体管理とリハビリテーション：心理療法、言語療法、作業療法、理学療法）
- ・ 薬物療法
- ・ 入院治療
- ・ デイケア等
- ・ 生活や学習場面に根ざした包括的な支援を前提にした医療（連携・協働）

◆**研修講座名（例）**◆

「発達障害の医療」（講義・演習180分）

○発達障害を巡る医療の適正な役割について（講義150分）

- ・ 診断（評価）がもつ機能と影響を解説する。
- ・ 発達障害に関連して医師が作成する診断書や意見書等について解説する。
- ・ 診断告知の実際と、診断にのみ焦点を当てることの問題点を解説する。
- ・ 親に対するカウンセリングおよびガイダンスを解説する。
- ・ 健康管理（生活リズム含む）について解説する。
- ・ リハビリテーション職の役割や実践を解説する。
- ・ 発達障害をめぐる薬物療法についてその効果と限界を解説する。
- ・ 入院治療の適用やデイケア等について解説する。
- ・ 医療では生活や学習場面の情報および連携・協働を必要としていることを解説する。
- ・ 心の診療ネットワーク事業について解説する。

○診断や薬物療法の意味についての意見交換（演習30分）

・ 各自が診断や薬物療法を含めた医療について抱いているイメージを出し合い、その両面性について考えさせる。

◆**到達指標**◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：発達障害を巡る医療の役割について説明できる。

中級：発達障害を巡り、医療と連携しながら支援を実践できる。

上級：発達障害を巡り、医療ならではの役割を引き出しながら連携・協働できる。

本人の併存障害や保護者のメンタルヘルスへの対応について理解できるように、代表的な精神疾患とその成因、症状、診断法、治療法及び本人・家族への支援を理解するとともに、向精神薬など薬剤による心身の変化や医療機関への紹介が必要なケースについて学ぶ。

◆主な内容◆

- ・ 代表的な精神疾患
- ・ 薬物療法
- ・ 医療機関との連携

◆研修講座名（例）◆

「併存障害としての精神疾患とその治療」（講義 90 分）

- ・ 発達障害と精神疾患の関連について解説する。
- ・ 併存障害としてあらわれやすいものを中心に精神症状や精神疾患を解説する。
- ・ 薬物療法を含めた治療とリハビリテーションについて解説する。
- ・ 家族のメンタルヘルス、支援者のメンタルヘルスについて解説する。
- ・ 医療との連携を元に生活場面での適応を支援する必要性について解説する。

「精神疾患の基礎知識」（講義 90 分）

- ・ さまざまな精神疾患とその症状について解説する。
- ・ 外来治療の実際について解説する。
- ・ 入院治療における急性期治療とその後の社会復帰支援について解説する。
- ・ てんかんの症状と治療について解説する。
- ・ 医療との連携・協働の実際を解説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級： 疾病や薬剤による影響及び医療機関への照会・紹介が必要な状態が説明できる。

中級： 精神疾患治療における医療の役割を理解しながら支援を実践できる。

上級： 医療に適切につなげて連携しながら、精神疾患による生きづらさを減じさせる支援ができる。

障害者が職業に就き、職業を通じた社会参加や自己実現、経済的自立の機会を作り出していくための取組について知る。

◆主な内容◆

- ・就労相談
- ・職業訓練
- ・職業紹介
- ・ジョブコーチの実際
- ・産業医、カウンセラーの役割

◆研修講座名（例）◆

「就業（就労）支援の実際」（講義 90分）

- ・障害者が職業準備性を整えるために利用する、国・都道府県等で設置している機関やそこでどのような就労相談や職業訓練等が行われているか概説する。
- ・ハローワーク、特別支援学校が行っている職業紹介について、基本的な考え方や業務の流れ、利用時のポイントを概説する。
- ・障害者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援、事業主に対しても障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行うジョブコーチの役割、制度、支援の流れ等について概説する。
- ・職業評価について、ワークサンプル幕張版を利用した具体的な内容や入職時におけるアセスメントの重要性、またそれが職場定着に大きな役割を担っていることを概説する。
- ・福祉施設、特別支援学校双方から採用経験のある企業の担当者から、様々な機関と連携し、障害者雇用を進めた具体的な取り組みや採用後に定着に向けた対応（産業医、カウンセラーの活用等）について概説する。
- ・成功例、失敗例を通して、企業が採用時に障害者に求めていること、支援者に求めていることを概説する。

◆到達指標◆

（教育関係者）

初級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みについて理解し、説明できる。

中級・上級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

（福祉関係者）

初級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みについて理解し、説明できる。

中級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

上級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みを活用し、地域課題解決のための提案ができる。

発達障害のある子どもが、在籍する学校の授業において、適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう、個別の指導計画を作成し活用するなど、わかる授業づくりや指導體制、指導形態、教材・教具や学習環境の整備などの工夫をしていることを理解する。

◆**主な内容**◆

- ・わかる授業づくり
- ・指導體制、指導形態の工夫
- ・合理的配慮の提供
- ・学習環境の整備
- ・教材・教具、プリント等の工夫
- ・ICTの活用

◆**研修講座名(例)**◆

「発達障害のある子どもの学習指導と授業づくり」(講義・演習90分)

○わかる授業を目指した学習支援(講義45分)

・発達障害のある子どもの認知特性や合理的配慮の提供を踏まえた指導を行うため、個別の指導計画を作成し、活用していることを解説する。

・学習内容の理解を促したり授業への参加の困難さを軽減したりするためには、指導形態(個別、少人数、全体での共有など)や指導の工夫(チームティーチング)、ICTの活用が有効であることを解説する。

○環境の整備や教材・教具の工夫(演習45分)

・国立特別支援教育総合研究所のHPにあるインクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)等を活用し、実際の指導場面での合理的配慮の提供例を紹介する。

・受講者が担当している事例や架空事例から、必要な環境の整備や教材・教具の工夫について意見交換する。

◆**到達指標**◆(福祉関係者)

初級：学校の授業場面における発達障害のある子どもへの適切な指導・支援を理解し、その内容を説明できる。

中級：学校の授業場面における発達障害のある子どもへの適切な指導・支援の理解を踏まえ、その内容を個別の支援に活用できる。

上級：学校の授業場面における発達障害のある子どもへの適切な指導・支援の工夫に関する理解を踏まえ、教育機関と連携を図りながら地域の課題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

発達障害のある子どもが、在籍する学校における集団参加や友達関係等において、安心、安定した生活を送ることができるために、学級経営や集団づくりについて工夫していることを理解する。また、生徒指導の意義や原理を踏まえ、学習指導とともに全ての子どもの健全育成を目指していることや、校内の教職員だけでなく、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携を図りながら対応していることを理解する。

◆主な内容◆

- ・ 学び合い、支え合う集団づくり
- ・ 多様性を認め合う仲間づくり
- ・ 生徒指導と特別支援教育
- ・ 教育相談
- ・ SC及びSSWとの連携

◆研修講座名（例）◆

「学級経営と生徒指導」（講義・協議・演習（実施研修等）90分）

○学校における学級経営（講義15分、協議30分）

・ 学校は、児童生徒間の学び合い、支え合う集団、多様性を認め合う仲間など、集団での指導や支援を学習や生活の基盤として、日頃から学級経営の充実が図られていることについて解説する。

・ 「児童生徒の発達を支える指導の充実」や「障害のある児童生徒などへの指導」について、学習指導要領（平成29年告示）に方向性が示されていることを解説する。

・ 障害のある児童生徒を含む学級での指導場면을参観するなど、障害のない周囲の児童生徒との関わりや、教材・教具、指導の意図やポイントについて協議する。

○学校における生徒指導（講義15分、演習30分）

・ 生徒指導は、個々の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動であることから、特別支援教育が目指しているものと同様であることを解説する。

・ 日頃の児童生徒の悩みや相談について、学級担任をはじめ教育相談担当が傾聴し、特別支援教育コーディネーターが中心となり、SCやSSW等と連携しながら解決できるように、各学校で校内支援体制が整備され、充実が図られていることについて解説する。また、学校と福祉の担当者による協議を行う。

◆到達指標◆（福祉関係者）

初級：学級経営と生徒指導について、その内容を説明できる。

中級：学級経営と生徒指導について、その内容を個別の支援に活用できる。

上級：学級経営と生徒指導について、その内容を他機関・他職種と連携を図りながら地域の課題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

小学校段階から将来を見据えたキャリア教育が行われていることや、キャリア教育ではワークキャリアだけではなく、ライフキャリアなどについても取り組んでいることを理解する。また、進路指導では、学校選択・進路選択や受験における配慮等についても理解する。

◆主な内容◆

- ・キャリア教育
- ・進路指導

◆研修講座名（例）◆

「キャリア教育と進路指導」（講義・協議 90 分）

○学校におけるキャリア教育と進路指導（講義 45 分）

- ・キャリア発達に関する解説やキャリア教育の変遷を紹介する。
- ・文部科学省が「キャリアパスポート」を作成した背景や経緯、内容、学校での活用状況等について解説する。
- ・学校で提供されている合理的配慮の現状や、入試や入学後の配慮等について解説する。
- ・中学校や高等学校、大学等卒業後の進路状況、退学や離職等の状況について解説する。

○発達障害のある子どもの進路指導（協議 45 分）

- ・小・中学校や高等学校の進路指導担当者や特別支援教育コーディネーター等による個々のケースの実践を紹介し、それに基づいて協議を行う。

◆到達指標◆（福祉関係者）

初級：学校におけるキャリア教育と進路指導について理解し、説明できる。

中級：学校におけるキャリア教育と進路指導について理解し、個別の支援に活用できる。

上級：学校におけるキャリア教育と進路指導について理解し、その内容を他機関・他職種と連携を図りながら地域の課題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

福祉に従事する者（対人援助職）に求められる資質能力を「福祉サービスの特性や必要となる能力（専門性）」と「社会人・組織人として必要な能力（組織性）」の2つの側面からとらえ、その基本的な姿勢や内容を理解する。

◆主な内容◆

- ・ 支援者の役割と倫理
- ・ チームワークとリーダーシップ
- ・ 情報の適切な取り扱い
- ・ 資質向上の責務
- ・ 支援者のメンタルヘルス

◆研修講座名（例）◆

「対人援助職の基本姿勢」（講義・演習 90 分）

○福祉分野における対人援助職に求められる姿勢の基本的理解（講義 60 分）

- ・ 福祉サービス利用者の多様化する個別のニーズに寄り添い、課題解決を行う過程について解説する。
- ・ 福祉職員に求められる職業倫理について解説する。
- ・ 対人援助に求められるチームワークの意義や必要性和リーダーシップのあり方を解説する。
- ・ 守秘義務の原則および個人情報の適切な取り扱いについて解説する。
- ・ 自己研鑽による資質向上の必要性和様々な機会（形態）について解説する。
- ・ 対人援助職が陥りやすいメンタル上の課題とその予防について解説する。

○教育職との類似点・相違点について意見交換（演習 30 分）

- ・ 教育職と福祉職の類似点・相違点について意見交換を行う。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：福祉分野における対人援助職の基本姿勢を説明できる。

中級・上級：教育職と福祉職の類似点・相違点を踏まえた連携・協働の実践ができる。

発達支援の意義を踏まえ、児童福祉法に基づく取組を理解すると共にその実際について学ぶ。

◆**主な内容**◆

- ・ 児童福祉法における障害児支援
- ・ 児童発達支援、児童発達支援センターの役割と機能
- ・ 放課後等デイサービスの役割と機能、連携の実際
- ・ 保育所等訪問支援の役割と機能
- ・ 引継ぎ

◆**研修講座名（例）**◆

「発達支援」（講義 90 分）

- ・ 障害児支援の強化に基づく児童福祉法の改正内容（＝現行制度）を解説する。また、障害児相談支援及び支援・サービスの利用手続きの実際について解説する。
- ・ 児童発達支援、児童発達支援センターの役割等とともに、センターを中核とした地域の重層的な子ども支援体制の必要性について解説する。
- ・ 放課後等デイサービスの基本的役割や機能とともに、多様なサービス提供の内容を解説する。また、連携の必要性、地域の実例について解説する。
- ・ 「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の概要について解説する。
- ・ 保育所等訪問支援の役割や機能とともに、実際の訪問事例を通して必要性や効果を解説する。また、巡回支援や障害児等療育支援事業の内容や比較について解説する。
- ・ 引継ぎ・連携の必要性や時期、個別の支援計画と教育支援計画の比較、期待される効果を解説する。また、学校と放課後等デイサービスが連携している好事例や福祉側の事業者からの声（期待する声）を紹介する。

◆**到達指標**◆（教育関係者）

初級：発達支援について基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：発達支援に関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：発達支援に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

参考資料

27, 43, 48, 49, 59, 60, 61, 76, 110

子どもや家庭を取り巻く環境は、その時々々の社会状況に大きく影響を受けるが、全ての子どもは適切な養育を受けて発達が保障される権利を有し、その自立が保障されることを理解し、そのための制度や施策、支援の実際について学ぶ。

◆主な内容◆

- ・子ども子育て支援
- ・児童健全育成施策（放課後児童クラブ、児童厚生施設等）
- ・社会的養護（乳児院、児童養護施設、里親等）
- ・ひとり親支援

◆研修講座名（例）◆

「子ども家庭福祉」（講義 90 分）

- ・子育てをめぐる現状を踏まえて子ども・子育て支援給付制度の内容（幼保無償化を含む）を解説する。
- ・放課後児童クラブの他、地域子ども・子育て支援事業や児童厚生施設等の内容を解説する。
- ・社会的養護の基本理念及び要保護児童や虐待を受けた児童、障害のある児童の増加状況、乳児院、児童養護施設、里親等の現状を解説する。また、目指すべき養育環境や自立に向けた支援について解説する。
- ・児童相談所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割と機能について解説する。
- ・ひとり親世帯の生活状況、就業支援を基本としつつ、子どもの居場所づくりなどの子育て・生活支援、学習支援などの支援策について解説する。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：子ども家庭福祉について基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：子ども家庭福祉に関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：子ども家庭福祉に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

※福祉との連携に必要な知識として教員に押さえておいてほしいことを主な内容としていることを踏まえ、この講座における児童相談所の役割と機能については、社会的養護に関わる内容についてのみ解説するものとする。また、市区町村子ども家庭総合支援拠点についても役割と機能について簡単に解説するが、児童虐待については「【D 地域連携・協働】虐待の予防・早期発見・対応に関する連携（福祉分野）」で取り扱うこととし、ここでは最小限にとどめる。

参考資料

35, 80, 81, 82, 83, 93

人口規模・動態、自治体の経済状態、住民の社会経済階層など、各地域の実情はきわめて多様であり、すでに構築されてきた地域支援体制も地域格差が大きいことを踏まえて、「地域特性に応じた支援」という視点が重要であることを理解する。

◆主な内容◆

- ・地域支援システム作り
- ・支援体制に関する「地域診断」
- ・自治体規模に応じた支援システム作り
- ・地域分析／行動計画作成
- ・自立支援協議会の活用（専門部会含む）

◆研修講座名（例）◆

「地域診断と地域ネットワーク」（講義・演習 90 分）

○地域診断と地域ネットワーク（講義 45 分）

- ・地域支援システム作りの必要性和方法について解説する。
- ・「発達障害の地域支援システムの簡易構造評価（Q-SACCS）」を使用した地域診断について解説する。
- ・政令指定都市から小規模町村まで、自治体規模に応じた支援システム作りの方法について解説する。
- ・地域分析と、その結果に基づく行動計画の作成について解説する。
- ・地域支援システム作りにおける、自立支援協議会（専門部会を含む）の活用について解説する。

○資源マップの作成（演習 45 分）

- ・簡易構造評価（Q-SACCS）による地域診断を用いるなどして、分野ごとに支援体制に関する資源マップを作成する。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：地域診断と地域ネットワークについて基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：地域診断と地域ネットワークに関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：地域診断と地域ネットワークに関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

障害児・者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法であることを理解する。

◆主な内容◆

- ・ケアマネジメントの歴史
- ・適用と対象
- ・ケアマネジメントの意義
- ・ケアマネジメントのプロセス
- ・ケアマネジメントのモデル
- ・相談支援（基本相談、一般相談）
- ・機関支援

◆研修講座名（例）◆

「ケアマネジメント」（講義 90 分）

- ・ケアマネジメントの歴史と目的について解説する。
- ・ケアマネジメントの適用と対象について解説する。
- ・アセスメントから終結までの、ケアマネジメントのプロセスについて解説する。
- ・生活モデル、ストレングスモデルなどの、ケアマネジメントのモデルについて解説する。
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（基本相談、地域相談、計画相談）について解説する。
- ・機関支援（基幹相談支援センターなど）について解説する。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：ケアマネジメントについて基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：ケアマネジメントに関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：ケアマネジメントに関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

発達障害のある子どもを含む児童虐待の実態と関係機関との連携の在り方に関する基本的な知識や取り組みの実際について理解する。

◆主な内容◆

- ・虐待の予防・早期発見・対応に関する制度や施策（児童虐待防止法と児童福祉法を中心に）
- ・関係機関との連携（児童相談所の業務、要保護児童対策地域協議会の役割、支援の実際）
- ・児童虐待の予防・早期発見・対応における教育機関の役割

◆研修講座名（例）◆

「虐待から発達障害児を含む子どもを守る法制度とその対応」（90分）

○児童虐待の予防・早期発見・対応のための法制度の概要（講義 60分）

- ・児童虐待防止法における「児童虐待」の定義と種類、通報義務とその後の対応の流れについて解説する。
- ・学校の役割は、児童虐待の早期発見、児童虐待の予防や防止、児童の保護等への協力、児童及び保護者に対して虐待防止のための教育や啓発であることを解説する。
- ・児童虐待の実態（相談対応件数の推移、近年の特徴等）について解説する。
- ・虐待の発生機序として、虐待者と被虐待者の立場性の違いや体罰の危険性等について解説する。加えて、障害や発達特性と虐待との関連について解説する。
- ・児童相談所の虐待対応（緊急一時保護や児童養護施設等への措置を含む）、市区町村の役割と要保護児童対策地域協議会の機能について、その概要を解説する。
- ・子どもを見守る際の連携の重要性（育児支援や母子保健との連続性を含む）について解説する。その際、個人情報の取扱や定期的な情報提供、対応困難な保護者への連携支援等について触れる。
- ・被虐待児への対応後のこと（保護者との関わり方や、健康面に関すること、進学など）について解説する。
- ・障害者虐待防止法における「障害者虐待」の定義と種類並びに学校の役割について解説する。

○虐待が疑われる事例をもとに連携の課題と対応について考える（演習 30分）

- ・連携困難だった児童虐待事例を提示し、教育関係者として児童相談所や市区町村等と連携する際の流れ（校内会議による協議を含む）を確認するとともに、連携における課題を抽出し、その改善に向けた工夫等について検討する。事例がない場合は、学校の対応・連携不足による死亡事例等を取り上げても良い。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：児童虐待の予防・早期発見・対応及び児童相談所等との連携方法について説明でき、実際に虐待が疑われる事例に接したときに、通報することができる。

中級：児童虐待防止関係法令に定められている内容を踏まえ、実際に虐待が疑われる事例に接したときに、通報・調査協力・見守り等の必要な連携を実践できる。

上級：児童虐待防止関係法令に定められている内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら教育機関として役割分担し、自らできる必要な取組について提案できる。

社会福祉、障害者福祉、児童や家庭福祉に対する法制度と関連する制度や支援の仕組み、更に法律に基づく支援サービス提供の実際について理解する。また、社会保障制度等の財政や体系等の概要について理解する。

◆主な内容◆

- ・ 社会保障制度
- ・ 社会福祉法、地域包括ケアシステム
- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法と関連法
- ・ 障害者差別解消法
- ・ 子ども子育て支援法

◆研修講座名(例)◆

「福祉に関する法令・制度とサービスの実際Ⅰ」(講義90分)

- ・ 社会保障制度の仕組みと役割(意義)について解説する。[総論]
- ・ 社会の様々な課題に対応するためには、地域を基盤とする包括的な支援体制を構築する必要がある。社会福祉法の改正を中心に地域包括ケアシステムなど、地域共生社会の実現のための取組について解説する。

- ・ 障害者総合支援法の目的及び理念、障害福祉サービス、相談支援、利用手続について解説する。

「福祉に関する法令・制度とサービスの実際Ⅱ」(講義90分)

- ・ 児童福祉法に基づく障害児支援、利用手続について解説する。
- ・ 関連法として精神保健福祉法及び知的障害者福祉法(通知)による障害者手帳の内容、障害福祉サービス等との関係について解説する。

- ・ 社会保障制度(社会福祉)のうち、特別児童福祉手当、障害児福祉手当を取り上げて解説する。[各論]

- ・ 障害者差別解消法に係る福祉事業者が講ずべき措置について解説する。

- ・ 子ども子育て支援法の一般子ども施策における給付及び支援事業について解説する。

◆到達指標◆(教育関係者)

初級：福祉に関する法令・制度とサービスの実際について基本的な事項を理解し説明できる。

中級：福祉に関する法令・制度とサービスの内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：福祉に関する法令・制度とサービスの内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

医療や保健に関する法制度と関連する制度や支援の仕組み、動向や法律に基づく支援サービス提供の実際について理解する。

◆**主な内容**◆

- ・ 医師法
- ・ 保健師助産師看護師法
- ・ 精神保健福祉法
- ・ 地域保健法
- ・ 母子保健法
- ・ 成育基本法

◆**研修講座名 (例)**◆

「関連領域の法令における関係機関の役割と連携体制について」(講義90分)

- ・ 医師法の任務・業務・責任等・地域支援における医師の関わりについて説明する。
- ・ 保健師・助産師・看護師法における各職種の定義・業務範囲について説明する。
- ・ 精神保健福祉法の目的・精神障害者の定義・制度・精神保健福祉を担う専門職について説明する。
- ・ 地域保健法の目的、地域保健対策の推進に関する基本的指針、保健所と市区町村保健センターの役割、地域保健における社会資源について説明する。
- ・ 母子保健法では、母子保健施策の実施主体が市区町村であり、母性、乳児及び幼児の健康の保持増進を図ることを目的とし、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、健康診査、保健指導・訪問指導(家族支援を含む)、医療給付、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)等の制度、その他関連する制度・施策・医療・地域の連携について解説する。
- ・ 成育基本法が目指す目的、基本理念、国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務、関係者相互の連携及び協力について説明する。

◆**到達指標**◆ (教育関係者・福祉関係者共通)

初級：各法令の目的を理解し、説明できる。

中級・上級：法令を個別の支援に活用できる。

障害者の雇用の促進等に関する法制度と関連する制度や支援の仕組みについて理解する。

◆**主な内容**◆

- ・ 障害者雇用促進法 ・ 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- ・ 事業主の責務や法定雇用率 ・ 障害者雇用に関する支援制度
- ・ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要
- ・ 障害者優先調達推進法 ・ 労働安全衛生法
- ・ 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援

◆**研修講座名(例)**◆

「労働に関する法令・制度・施策」(講義・演習 90分)

○障害者が働く機会を得て働き続けるための仕組みについて(講義60分)

・ 障害者が働く機会を得るために支援する機関として、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、公共職業安定所や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等があること、障害者手帳がなくとも支援する仕組みがあることを概説する。

・ 障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進が障害者優先調達推進法によって定められていることを概説する。

・ 労働者の安全と衛生についての基準を定めた労働安全衛生法という法律があること、労働基準法と一体としての関係に立ち、労働者の安全と健康が確保されることを概説する。

・ 障害者雇用率、障害者雇用納付金や障害者雇用調整金など事業主に対する措置について障害者雇用促進法を基に概説する。また、障害者雇用促進法に基づいて企業が行う業務の手續に即して、対象者の把握・確認についての具体的な手順及び禁忌事項等を示しているガイドラインがあることも概説する。

○この人を支えるための仕組みを整理してみよう(演習30分)

・ 【療育手帳あり・特別支援学校高等部3年生・企業就労を目指しているがもう少し時間がかりそう】という人にどのような支援の仕組みが考えられそうか。

・ 【障害者手帳なし・30代就労経験はあるが人間関係により退職・数年のひきこもり生活から抜け出し再び社会参加しようと考え始めている】という人にどのような支援の仕組みが考えられそうか。といった事例を基に、講義での説明を基に支援の仕組みを検討する。

◆**到達指標**◆

(教育関係者)

初級：障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みについて理解し、説明できる。

中級・上級：障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

(福祉関係者)

初級：障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みについて理解し、説明できる。

中級：障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

上級：障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みを活用し、地域課題解決のための提案ができる。

発達障害のある子どもの人権や人権擁護に関する基本的な知識や、その内容と意義について理解する。

◆主な内容◆

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・ 人権教育・啓発に関する基本計画
- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律

◆研修講座名（例）◆

「発達障害のある子どもの人権 ―学校における人権教育―」（講義・協議 90分）

○人権教育・人権啓発について（講義 45分）

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえ、学校で行われている人権教育について解説する。
- ・ 障害者虐待防止法や児童虐待防止法について、学校教育に関連する内容を解説する。
- ・ 虐待等の対応に関わる関係機関連携の仕組みとして、要保護児童対策地域協議会について解説する。
- ・ 発達障害が背景にあると思われる不登校、いじめ、非行、虐待等の問題について解説する。
- ・ 学校における障害の理解・啓発のための取組について解説する。

○虐待が疑われるケースへの対応（協議 45分）

- ・ 学校での対応事例（文部科学省作成の研修教材等を参照）を紹介する。
- ・ 紹介した事例や実際の経験を踏まえ、福祉関係者として学校等と連携する際の課題や工夫について協議させる。

◆到達指標◆（福祉関係者）

初級：子どもの人権教育や人権啓発について、内容や意義を説明できる。

中級：人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら必要な取組を提案できる。

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度であることを踏まえて、制度の種類や役割、手続きの流れ、裁判所との関係などを理解する。

◆主な内容◆

- ・概要（対象者、行為能力、役割）
- ・後見、保佐、補助の概要
- ・申し立ての流れ
- ・最近の動向と課題
- ・障害児・者への支援の実際

◆研修講座名（例）◆

「成年後見制度の理解」（講義 90 分）

- ・成年後見制度の概要

後見、保佐、補助の各類型の概要と後見人等の業務内容（財産管理、身上保護）について解説する。

- ・任意後見、未成年後見、あんしんサポート事業、成年後見支援信託などの関連制度について解説する。
- ・成年後見の申し立てについて、申立権者、手続き、費用、後見報酬、成年後見制度利用支援事業などについて解説する。
- ・成年後見制度に関する最近の動向（裁判所の統計、意思決定支援と本人情報シートの導入、中核機関の設置）と課題について解説する。
- ・障害児・者への支援に当たって、成年後見制度の利用が必要となった事例について解説する。

◆到達指標◆（教育関係者）

初級：成年後見制度について基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：成年後見制度に関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：成年後見制度に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

事業主は障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならず、様々な待遇について、労働者が障害者であることを理由に、不当な差別的取扱いをしてはならないことを理解する。

◆主な内容◆

- ・事業主の責務
- ・雇用環境
- ・合理的配慮

◆研修講座名（例）◆

「労働・雇用分野における権利擁護」（講義 90 分）

- ・2016年4月から施行された障害者差別解消法について歴史的な背景、日本での取り組み、全体のポイントについて概説する。
- ・障害者雇用促進法で権利擁護に関連する部分について解説する。
- ・障害者差別解消法の中の大きな柱である合理的配慮について、基本的な考え方、内容、手続等について概説する。
- ・厚生労働省が記載している、事業主が対応できると考えられる措置の例を参考に、主だった事例について解説する。
- ・事業主として障害者を雇用する責務について概説する。
- ・障害者雇用事業所の担当者から雇用環境について、職場で環境の整備や他の社員への周知など、何をポイントにどのような配慮がなされているのか、また、配慮にあたっての課題について概説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：障害者差別解消法について理解する。

中級：障害者差別解消法と障害者の雇用の促進等に関する法律との関連を理解し、個別支援計画に反映できる。

上級：合理的配慮について事業所の中でどのように取り組まれているかを理解し、企業訪問等の現場で活用できる。

第2章 研修実施ガイド

I. 研修実施ガイドについて

各自治体において切れ目のない支援体制を構築するためには、発達障害者支援人材の育成を計画的に進める必要があります。本書ではその一助として、家庭と教育と福祉の連携推進のための研修を提案しています。本章の「研修実施ガイド」は、各自治体で第1章の「研修カリキュラム」に基づいて研修を実施する際の参考となるよう、企画・立案から評価までの手順や具体的なプログラムの内容をまとめたものです。

研修の企画・立案の際は、本ガイドの流れに添って、研修の目的、想定する受講者、研修形式、取り扱う項目などを順に選択するような構成になっています。さらに、研修の目的や受講者の段階に応じたさまざまな研修プログラムを例示しています。

家庭と教育と福祉の連携は、支援者同士の顔と顔がつながることから始まります。学級担任や特別支援教育コーディネーター等の教育関係者、相談支援専門員や放課後等デイサービスの指導員等の福祉関係者が、子どもと家族の将来を見据えながら、指導・支援の目標を共有し、それぞれの立場を尊重しつつ役割分担を明確にしていくことが大切です。このような現場レベルの連携による指導・支援の充実を図るためには、都道府県及び政令指定都市、中核市、市区町村の行政レベルで、既存の研修体制を振り返り、部分的に見直すことが出てくるかもしれません。

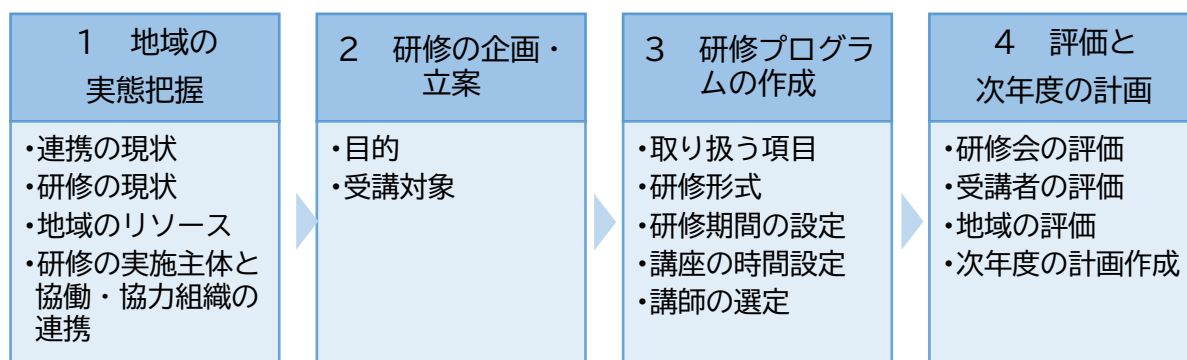
本研修実施ガイドでは、人材育成の業務を所管している都道府県及び政令指定都市、中核市を研修の実施主体とし、連携の現場となる市区町村及び障害保健福祉圏域を協働・協力組織としています。また、研修の実施主体が、市区町村及び障害保健福祉圏域で実施される研修を企画することも提案しています。

「研修カリキュラム」を活用した研修については、教育と福祉が連携・協働した体系的な研修モデルプランを提案するための特別支援教育総合研究所の人材育成プロジェクト¹も併せてご参照ください。また、「研修カリキュラム」は他にも、地域や職場での研修会や学習会を企画する際にも活用することができますので参考にさせていただき、共通分野14項目のeラーニングコンテンツ²も作成しましたので、ご活用ください。

¹ 「発達障害支援に係る教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト報告書」：国立特別支援教育総合研究所ホームページ参照

² eラーニングコンテンツ：発達障害ナビポータル参照

II. 研修の企画・実施の流れ



1. 地域の実態把握

(1) 連携の現状

都道府県・政令指定都市・中核市の教育委員会・福祉部局横断でどのような連携をしているか、次のような観点で現状を把握します。

- ・協力して取り組んでいる事業があるか
- ・学校や障害児通所支援事業の現場からの要望等があるか
- ・学校と障害児通所支援事業所の連携の現状と課題を把握し共有する場があるか 等

(2) 研修の現状

都道府県・政令指定都市等の教育委員会・福祉部局において、既存の研修体制を振り返り、重複している研修内容や未実施の研修内容を確認します。その際、研修カリキュラムの項目を活用する方法もあります。

未実施の研修内容に関して新規の研修を企画することが難しい場合は、既存の教育（福祉）主催の研修に福祉支援者（教員）を参加できるようにしたり、福祉支援者（教員）を講師として招聘したりするなどの工夫も考えられます。

(3) 地域のリソース（資源）

研修を実施するにあたって、協力していただける機関や団体があるか把握します。

地域のリソースの例

- 教育：特別支援教育連絡協議会、特別支援学校（センター的機能）、大学 等
- 福祉：自立支援協議会、発達障害者支援センター、地域障害者職業センター 等

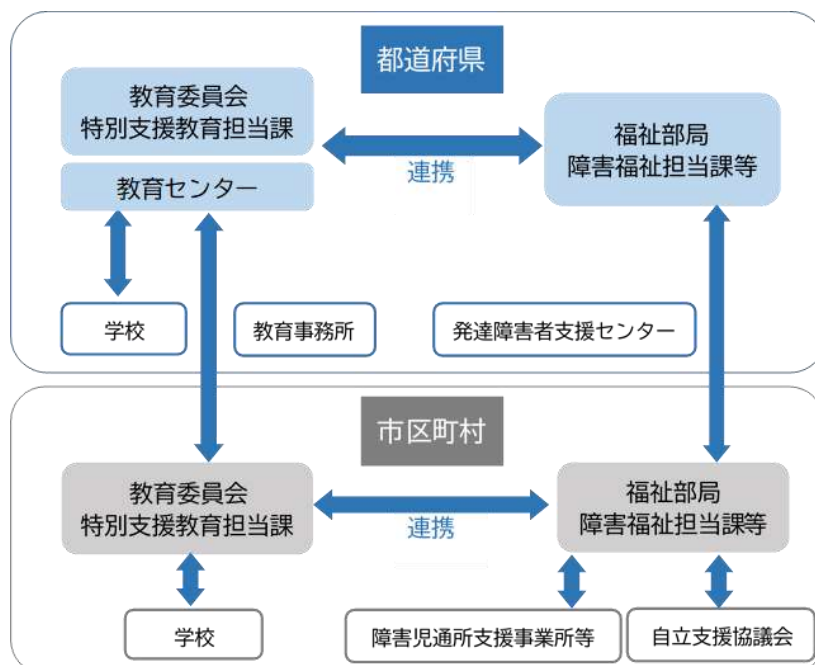
(4) 研修の実施主体と協働・協力組織の連携

教育委員会と福祉部局が連携することにより、研修内容の充実・支援者の専門性向上につながります。また、切れ目のない支援体制の整備が図られ、更なる行政サービスの充実につながります。

都道府県及び政令指定都市等が研修の実施主体として連携する際には、教育委員会では特別支援教育担当課及び教育センターが、福祉部局では障害福祉担当課及び児童福祉担当課等が窓口となることが考えられます。

また、都道府県が、市区町村と連携・協働して研修を実施することも考えられます。市区町村が協働・協力組織として、市区町村又は障害保健福祉圏域で研修を実施する際には、通知や事務連絡等の手順を確認する必要があります。

都道府県における教育委員会と福祉部局の連携の例



※あくまでも一例であり、自治体によって連携する組織は異なります。

2. 研修の企画・立案

(1) 目的

発達障害者支援における教育と福祉の支援者の連携・協働の実態は、地域によって異なります。そのため、地域の現状と課題を踏まえ、優先すべき課題や研修ニーズについて検討し、「知識・理念・概念等の理解」「技能・スキルの習得」「態度・行動等の変容」「問題解決力の向上」など、研修の目的や目標の設定を行います。

研修目的の例

- ・教員が福祉制度や福祉サービスについて学び、教育関係者以外の支援者の役割を知る。
- ・福祉支援者が教育制度や学校での実践について学び、担任や特別支援教育コーディネーターなどの役割を知る。
- ・教育と福祉それぞれで作成している支援計画の情報を共有し、より有効な活用について学ぶ。
- ・就学前から卒業後までの切れ目のない支援体制を構築するために必要なことを、教育と福祉の支援者がそれぞれの立場で考える。
- ・家庭と教育と福祉の連携推進のために必要な保健・医療・労働分野における支援について学ぶ。
- ・支援会議などの家庭と教育と福祉の関係者が一堂に会する場で、情報共有や役割分担を円滑に行うために必要な知識を学ぶ。

(2) 受講対象

学校や福祉事業所等の支援現場における連携を推進するための人材として、研修の対象者を設定します。その際、職種や経験年数等を考慮し、次のような段階に応じて研修の内容や形式を選定します。

主な受講対象となる職種

- 教育：幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員 等
- 福祉：障害児通所支援事業所、就労系福祉サービス事業所、保育所等の職員 等

段階性

- 初級：支援に必要な基礎を習得する人材
- 中級：職場で指導的立場としてOJTを推進する人材
- 上級：地域を統括し、地域を支えるエキスパートとしての人材

3. 研修プログラムの作成

(1) 取り扱う項目

研修プログラムで取り扱う項目は、第2章の項目一覧及び研修カリキュラム（40項目）の中から研修目的に応じて選択し、組み合わせます。研修カリキュラムは、40項目全てを履修するものではなく、受講者の実態や研修テーマに応じて取り扱う項目を選択することを前提としています。

(2) 研修形式

それぞれの研修形式の特徴を踏まえ、研修目的に応じて選択します。

○e-ラーニング

システムの構築やコンテンツを揃える必要があり、研修方法は講義が中心となりますが、受講者が学びたいときに学ぶことができることや、受講者数の制限がないなどのメリットがあります。より多くの受講者がアクセスすることができるため、支援人材の裾野を広げることが目的とした初級対象の研修に適しています。

○オンライン会議システムを活用した研修

新しい生活様式を踏まえて増えている研修形式です。通信環境や使用機器などの条件に左右されることもありますが、時間や移動の負担が軽減されるため参加しやすいというメリットがあります。講義や協議には適しています。

○集合型研修

講師や他の受講者と場を共にして学ぶことができます。会場の確保、人数の制限、感染予防の対策などの課題を考慮しながら、演習や実習などを実施することも必要です。「講義や講義はオンライン型、演習や実習は集合型」などのように、異なる形式を組み合わせで実施する方法もあります。

(3) 研修期間の設定

資格や免許に係る必修研修、自由参加の公開講座など、各地域の実情や研修の目的に応じて研修期間を設定します。

- 複数日（2日間、3日間等、連日または年間数回設定等）
- 1日（午前・午後）
- 半日（1，2時間、または2，3時間） 等

(4) 1講座の時間設定

本研修カリキュラムは、1講座90分間を想定して作成していますが、90分間の内容を分割して実施することもできます。例えば、講義40分間と協議30分間、全体をまとめて20分で構成するなどです。また、15分間程度のeラーニングコンテンツの受講、学校や放課後等デイサービスの見学も含めた2，3時間の実地研修なども考えられます。

(5) 講師の選定

教育分野の内容は教育関係者、福祉分野の内容は福祉関係者から講師を選定することが基本となります。「支援の計画の作成と活用」「就業（就労）支援」「生活・余暇支援」「家族・保護者支援」などの教育現場と福祉現場での取組が異なる内容を扱う場合は、1つの講座の中で教育分野と福祉分野それぞれ講師を招聘するなどの工夫も考えられます。さらに、医療・保健・労働等の専門分野の内容を扱う場合は、医師、保健師、就労系福祉サービス事業所職員等を講師とする方法もあります。

- 教育分野：特別支援教育コーディネーター、特別支援教育に携わる教員、
教育委員会及び教育センター指導主事、大学教員 等
- 福祉分野：障害児関係事業所職員、行政職員、大学教員 専門職員 等

4. 評価と次年度の計画

(1) 評価の観点

研修の目的の達成度及び受講者の満足度や習熟度等について客観的に把握するために、次のような観点から評価します。

○研修会の評価

受講者からの研修会に対する評価なども参考とし、研修の目的、研修内容、目標の設定、研修方法、講師の人選、研修期間・時間などの観点から、研修の企画・運営の評価をします。

○受講者の評価

受講者の満足度などにより研修の企画・運営に対する評価をするとともに、受講者が研修を自分の実践にどう活かしていくかという観点からも評価をします。

○地域の評価

受講者が地域（市区町村・障害保健福祉圏域等）の連携・協働の核として活躍し、研修が人材育成に寄与しているかという観点から評価をします。自立支援協議会など地域の関係組織が評価することも考えられます。

(2) 評価の方法

運営上の取り組みやすさや必要な情報を考慮し、次のような方法から選択します。

○アンケート調査

研修終了直後に回答を求める方法のほか、終了後に一定期間をおいて（年度末などに）回答を求める方法もあります。また、用紙に記入する形式だけでなく、Webのアンケートフォームを活用する方法もあります。

○研修の振り返り

研修の最後に受講者同士で話し合う時間を設ける方法です。講義内容を相手に説明するなどして、理解度や到達指標の達成度を自己評価することができます。

○インタビュー調査

研修後、受講者に研修による気づきや変容を直接聞く方法です。また、事前に研修に対する期待や目標を聞く方法は、学習へのモチベーションを高める効果もあります。

○前後の理解度テスト

研修の前後にテストを実施し、その結果を比較することで研修の効果を見ることができます。

○研修を生かしたアクションプランの作成

研修終了後に、「いつまでに」「何を」「どうするのか」等を具体的に示して行動に移すための計画を作成します。研修後の行動変容の程度や実践への活用状況などを把握するために有効です。

○所属機関における行動観察

受講者の周囲の上司や部下・同僚などから、受講者の行動変容や組織への貢献度を確認する方法です。

(3) 次年度の計画作成

研修会実施後の評価の分析を踏まえて次のような観点から改善策を検討し、次年度の計画を作成します。その際、地域における人材育成の視点をもつことが大切です。

○研修の実施主体と協働・協力組織の連携方法

自治体の部局間の連携、他の自治体との連携 等

○研修の内容や対象

人材育成に必要な内容を複数年単位で計画的に学べるようにする 等

Ⅲ. 研修カリキュラムを活用した研修プログラムの作成例

1. 都道府県教育委員会・福祉部局共催研修

(1) 初級者対象のオンライン研修

研修実施者	都道府県教育委員会と福祉部局
目的	発達障害の特性理解と支援について学ぶとともに、切れ目のない支援体制の意義や取組の実際について理解する。
受講者（定員）	教育：幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校教員等 福祉：障害児通所支援事業所職員、就労系福祉サービス事業所職員、保育所職員等
受講者レベル	実務経験3年未満（初級）
取り扱う項目	「発達障害の障害特性の理解」（共通分野） 「切れ目のない支援」（共通分野）
研修形式	講義
研修期間	半日（13：00～17：00）
講座名	「教育と福祉の連携に必要な専門性」
内容・講師	13：30～15：00 「発達障害の障害特性の理解」（講義90分） 講師：大学教員 15：15～16：45 「切れ目のない支援」（講義90分） 講師：都道府県福祉部局職員・教育委員会職員
受講者の評価	方法：理解度テスト（Web） 観点：発達障害についての基本的な事項、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有の必要性を説明できるか。

※発達障害ナビポータルのeラーニングコンテンツを利用することや、研修当日の講義の録画をeラーニングコンテンツとして2次活用することも考えられる。

(2) 中級者対象の合同研修

研修実施者	都道府県教育委員会と福祉部局
目的	教育と福祉それぞれが作成している支援計画について理解を深め、支援計画を活用した連携の実際を学ぶ。
受講者（定員）	教育：小・中学校の特別支援教育コーディネーター 福祉：障害児通所支援事業所職員 (定員：市区町村・教育事務所管内・障害保健福祉圏域等の規模に応じて設定)
受講者レベル	実務経験3年以上（中級）
取り扱う項目	「他の分野との連携」（共通分野） 「支援の計画の作成と活用」（共通分野）
研修形式	講義、パネルディスカッション、演習
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「学校と放課後等デイサービスの連携の実際」
内容・講師	13:10～14:00 「機関連携の意義」（講義 50分） 講師：大学教員 14:15～15:30 「支援会議の実際」（パネルディスカッション 75分） コーディネーター：相談支援専門員 パネリスト：保護者、特別支援教育コーディネーター、 児童発達支援管理責任者 等 15:45～16:30 「支援の計画を用いた情報共有」（演習 45分） *教育・福祉混合の小グループを編成 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点：教育と福祉の支援計画の内容を踏まえ、学校と放課後等デイサービスの連携の実践ができるか。

※学校と放課後等デイサービスの連携の窓口となる支援者を対象に、実践的な内容の研修を編成した。

2. 都道府県福祉部局主催研修

(1) 児童発達支援管理責任者等対象の研修 I

研修実施者	都道府県（障害福祉担当課または発達障害者支援センター）
目的	放課後等デイサービス等において学校との連携の役割を担う職員が特別支援教育の基本を学び、地域における実際の連携を促進する。
受講者（定員）	福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者、保育所等訪問支援の訪問支援員 (定員：50人程度×複数回)
受講レベル	問わず
取り扱う項目	「特別支援教育（概論）」（教育分野） 「発達障害のある子どもの教育」（教育分野）
研修形式	講義
研修期間	半日（9:00～12:00）
講座名	「教育と福祉の連携を進める～ I 特別支援教育を理解する」
内容・講師	9:10～10:40 「特別支援教育（概論）」（講義 90分） 講師：大学教員、教育委員会・教育センター指導主事 10:50～11:35 「発達障害のある子どもの教育」（講義 45分） 講師：大学教員、教育委員会・教育センター指導主事、 特別支援教育コーディネーター 11:35～11:50 研修の振り返り(意見交換 15分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点：特別支援教育に係る法令や施策、学校教育における多様な学びの場について基本的な内容を説明できるか。

※児童発達支援管理責任者等、福祉の支援者が教育を学ぶための研修を想定して編成した。

(2) 児童発達支援管理責任者等対象の研修Ⅱ

研修実施者	都道府県（障害福祉担当課または発達障害者支援センター）
目的	放課後等デイサービス等において学校との連携の役割を担う職員が特別支援教育の基本を学び、地域における実際の連携を促進する。
受講者（定員）	福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者、保育所等訪問支援の訪問支援員（定員：50人程度×複数回）
受講レベル	研修Ⅰの受講修了者
取り扱う項目	「支援の計画の作成と活用」（共通分野） 「学習指導と授業づくり」（教育分野）
研修形式	講義
研修期間	半日（9:00～12:00）
講座名	「教育と福祉の連携を進める～Ⅱ 教育（学校）との効果的な連携」
内容・講師	<p>9:10～10:00 「発達障害のある子どもの学習指導」（講義 50分） 講師：大学教員</p> <p>10:00～10:50 「支援の計画の作成と活用」（講義 50分） ①「サービス等利用計画、個別支援計画の作成と活用」（25分） 講師：児童発達支援センター等の児童発達支援管理責任者、 相談支援専門員</p> <p>②「教育支援計画、個別指導計画の作成と活用」（25分） 講師：特別支援教育コーディネーター</p> <p>11:00～11:30 事例発表（15分×2事例） 発表者：県内の放課後等デイサービス等の児童発達支援管理 責任者、相談支援専門員</p> <p>11:30～11:50 研修の振り返り（意見交換 20分）</p>
受講者の評価	<p>方法：研修の振り返り（2～3人で意見交換）</p> <p>観点：教育と福祉の支援計画を活用し、学校と連携した支援を実践できるか。</p>

※「児童発達支援管理責任者等対象の研修Ⅰ」を受講した者がさらに専門性を高めるための研修として編成した。

(3) 発達障害者支援センター主催の合同研修

研修実施者	発達障害者支援センター
目的	発達障害の歴史、特性を理解するとともに、連携・協働の観点から発達障害児・者への医療や保健の役割を理解する。
受講者(定員)	教育：小・中学校特別支援学級担任教員、特別支援学校教員等 福祉：障害児通所支援事業所職員、障害福祉サービス事業所職員、相談支援専門員等(定員100名程度)
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「発達障害の障害特性の理解」(共通分野) 「発達心理」(共通分野) 「早期発見・早期支援」(共通分野) 「発達障害の医療」(医療分野)
研修形式	講義
研修期間	1日(9:00~17:00)
講座名	「発達障害児・者支援の基本と医療・保健との連携」
内容・講師	9:10~9:40 「発達障害の歴史的変遷」(講義30分) 講師：大学教員、発達障害者支援センター職員等 9:40~10:40 「発達障害の基本的理解」(講義60分) 講師：大学教員、発達障害者支援センター職員等 10:50~12:20 「発達の基本的理解と各発達段階の特徴」(講義90分) 講師：大学教員、発達障害者支援センター職員等 13:20~14:50 「発達障害の早期発見と早期支援」(講義90分) 講師：保健師 15:00~16:30 「発達障害を巡る医療の適正な役割について」(講義90分) 講師：医師 16:30~16:50 研修の振り返り(意見交換20分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2~3人で意見交換) 観点：発達障害に関する基本的な事項や医療や保健の役割について説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※オンライン研修も想定し、講義形式で編成した。

3. 都道府県教育委員会主催研修

(1) 管理職対象の合同研修

研修実施者	都道府県教育委員会と福祉部局
目的	発達障害のある子どもに対する総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義を理解し、虐待が疑われる事例をもとに連携の実際について学ぶ。
受講者（定員）	教育：小・中学校校長 福祉：障害児通所支援事業所管理者 (定員：市区町村・教育事務所管内・障害保健福祉圏域等の規模に応じて設定)
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「他の分野との連携」（共通分野） 「虐待の予防・早期発見・対応に関する連携」（福祉分野）
研修形式	講義、パネルディスカッション
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「発達障害のある子どもの支援における関係機関の連携～虐待対応の視点から」
内容・講師	13:10～14:10 「機関連携の意義と実際」（講義 60分） 講師：大学教員 14:20～15:20 「虐待から子どもを守る法制度の概要」（講義 60分） 講師：大学教員、児童相談所職員 等 15:30～16:30 「虐待が疑われる事例への対応」(パネルディスカッション 60分) コーディネーター：教育委員会・教育センター指導主事 パネリスト：小・中学校長、障害児通所支援事業所管理者、 児童相談所職員 等 16:30～16:50 研修の振り返り(意見交換 20分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点：機関連携の意義やポイントについて説明できるか。虐待対応について、所属機関の役割や他機関との連携方法を説明できるか。

※教育機関・福祉機関の管理職が、虐待対応の具体例を通して機関連携の実際を学ぶための研修を想定して編成した。

(2) 既存の校長会研修に組み込む校長対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会
目的	発達障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制を構築するために、福祉や労働の関係機関と連携した就業（就労）支援の実際について学ぶ。
受講者（定員）	教育：高等学校・特別支援学校校長 (既存の校長会や校長対象の研修に組み込む形で実施)
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「切れ目のない支援」（共通分野） 「就業（就労）支援」（共通分野） 「就業（就労）支援の実際」（労働分野）
研修形式	講義、パネルディスカッション
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「発達障害のある子どもの就業（就労）支援における関係機関の連携」
内容・講師	13:10～14:10 「発達障害のある子どもへの切れ目のない支援」（講義 60分） 講師：大学教員 14:20～15:20 「発達障害のある子どもの就業（就労）支援」（講義 60分） 講師：大学教員、就労支援機関職員 等 15:30～16:30 「就業（就労）支援の実際」（パネルディスカッション 60分） コーディネーター：教育委員会・教育センターの指導主事 パネリスト：特別支援教育コーディネーター、進路指導主事 相談支援専門員、就労支援機関職員等 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り（2～3人で意見交換） 観点：機関連携の意義やポイントについて説明できるか。就業（就労）支援における関係機関との連携について説明できるか。

※教育機関の管理職が、就業（就労）支援における機関連携の実際を学ぶための研修を想定して編成した。

(3) 既存の年次研修に組み込む中堅教員対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会または教育センター
目的	発達障害の特性に応じた指導・支援の実際について理解するとともに、福祉機関の役割と機能について学ぶ。
受講者（定員）	教育：実務経験10年程度の小・中・高等学校の教員 (既存の10年次教員研修等に組み込む形で実施)
受講者レベル	実務経験10年程度(中級)
取り扱う項目	「特性に応じた指導・支援」(共通分野) 「発達支援」(福祉分野)
研修形式	講義、協議
研修期間	半日(13:00~17:00)
講座名	「発達障害のある子どもへの指導・支援の実際」
内容・講師	13:10~14:10 「発達障害のある子どもへの指導・支援」(講義60分) 講師：大学教員または教育委員会・教育センター指導主事 14:20~15:20 「福祉における発達支援」(講義60分) 講師：発達障害者支援センター職員 15:30~16:00 当事者の体験談(講義30分) *当事者が学齢期の学校や家庭での生活を振り返って語る。 16:10~16:40 小グループでのディスカッション(協議30分) *自分の今後の実践に生かせること等について話し合う。
受講者の評価	方法：研修の振り返り(グループ協議)とアクションプランの作成 観点：発達障害の指導・支援技法の基本的な内容を踏まえ、実際の指導・支援や福祉機関との連携に取り組むことができるか。

※中堅教員向けに、福祉分野の内容も取り入れて編成した。

(4) 特別支援教育コーディネーター対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会または教育センター
目的	校内支援体制構築の推進役である特別支援教育コーディネーターが、福祉機関との連携の意義や実際について学ぶ。
受講者（定員）	教育：小・中学校の特別支援教育コーディネーター
受講者レベル	実務経験3年以上(中級) (定員：市区町村・教育事務所管内等の規模に応じて設定)
取り扱う項目	「発達支援」(福祉分野) 「家族・保護者支援」(共通分野)
研修形式	講義、演習
研修期間	半日(13:00～17:00)
講座名	「発達障害のある子どもや家族の支援における福祉機関との連携」
内容・講師	13:10～13:55 「福祉機関との連携の実際」(講義45分) 講師：特別支援教育コーディネーター(上級者) 14:00～14:45 「学校との連携の実際」(講義45分) 講師：相談支援専門員、巡回支援専門員等 15:00～16:15 「事例検討」(演習75分) *架空事例を用いたグループワーク 16:20～16:40 研修の振り返り(意見交換20分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換)とアクションプランの作成 観点：福祉機関の多職種と連携した取組を実践できるか。

※実務経験のあるコーディネーターを対象に、福祉機関との連携に特化した実践的な内容で編成した。

(5) 養護教諭対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会または教育センター
目的	医療・保健との連携の意義や実際について学び、養護教諭の専門性を生かした支援を実践することができる。
受講者（定員）	教育：小・中学校の養護教諭 （定員：市区町村・教育事務所管内等の規模に応じて設定）
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「併存障害の理解と対応(二次的な問題を中心に)」（共通分野） 「精神疾患とその治療」（医療分野） 「母子保健体制」（保健分野）
研修形式	講義、協議
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「発達障害のある子どもの支援における医療・保健との連携」
内容・講師	13:10～14:10 「併存障害としての精神疾患とその治療」（講義 60分） 講師：医師 14:20～15:20 「保健師の役割と保健指導の実際」（講義 60分） 講師：保健師 15:30～16:20 「医療・保健との連携における課題」（協議 50分） *参加者がレポートを持ち寄り、グループで話し合う。 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点:併存障害や二次的な問題の背景、母子保健や医療との連携について基本的な事項を理解し説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※養護教諭の専門性を踏まえた内容で編成した。また、課題解決に向けた情報交換の場も設定した。

4. 市区町村福祉部局主催研修

(1) 自立支援協議会主催の合同研修

研修実施者	市区町村の自立支援協議会（事務局：市区町村の福祉部局）
目的	教育と福祉それぞれで作成している支援計画があることを知り、情報共有の大切さやより有効な活用について学ぶとともに、教員と福祉支援者の相互理解を深める。
受講者（定員）	教育：小・中学校特別支援学級担任教員、特別支援学校教員等 福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者・職員等 （定員 30 名程度）
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「アセスメント」（共通分野） 「支援計画の作成と活用」（共通分野）
研修形式	講義、演習
研修期間	半日（13：00～17：00）
講座名	「計画に基づいた指導・支援の充実のために～教育と福祉の連携について～」
内容・講師	13:10～13:55 「アセスメントの基本的理解とその活用」（講義 45 分） 講師：大学教員等 14:05～15:20 「支援計画の作成と活用」（講義 75 分） 講師：特別支援教育コーディネーター、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員（各 25 分） 15:30～16:30 「支援ニーズの把握と情報共有の重要性」（演習 60 分） 講師：特別支援教育コーディネーター、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20 分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り（2～3 人で意見交換） 観点：教育と福祉の支援計画の役割、支援計画を活用した情報共有について説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※教育・福祉職員の交流・連携の場として機能することも目的として編成した。

(2) 児童発達支援管理責任者対象の研修

研修実施者	市区町村（障害保健福祉圏域）の福祉部局
目的	学校教育制度に関する法律や制度・理念と、特別支援教育に携わる職種の役割と体制などについて理解する。
受講者（定員）	福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者等 （定員 50 名程度）
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「特別支援教育（概論）」（教育分野） 「特別支援教育体制」（教育分野） 「他の分野との連携」（共通分野）
研修形式	講義、協議
研修期間	半日（13：00～17：00）
講座名	「学校教育の理解～教育と福祉の連携について～」
内容・講師	13：10～14：10 「特別支援教育の法的基礎と理念」（講義 60 分） 講師：教育委員会・教育センター指導主事、大学教員 14：20～15：10 「特別支援教育に携わる職員の役割」（講義 50 分） 講師：教育委員会・教育センター指導主事、大学教員 15：20～16：10 「他機関との連携・協働の実際」（講義 50 分） 講師：特別支援教育コーディネーター 16：20～16：50 「講義内容の理解確認と質疑」（協議 30 分） *グループで内容を確認し合い、疑問点を質問する。 講師：教育委員会・教育センター指導主事、大学教員
受講者の評価	方法：研修の振り返り（グループ協議） 観点：特別支援教育に関する制度や理念、学校における支援体制、教育と福祉の連携の実際について説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※学校教育の制度等に関する講義をまとめ、それを踏まえて連携の実際について学び、管理職としての日々の支援につなげられるように編成した。

参考資料

正式法令名一覧

略称	正式法令名
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
成育基本法	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律
障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律
人権教育・啓発推進法	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

正式条約名一覧

略称	正式条約名
障害者権利条約	障害者の権利に関する条約
子どもの権利条約	児童の権利に関する条約

法令・条約

法令・条約	掲載場所	関連講座（●共通分野 ●専門分野）
1 教育基本法	文部科学省 HP	●特別支援教育（概論）
2 学校教育法	文部科学省 HP	●特別支援教育（概論）
3 学習指導要領及び解説（平成 29・30 年改訂）	文部科学省 HP	●切れ目のない支援 ●特性に応じた指導・支援 ●就業（就労）支援 ●生活・余暇支援 ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約 ●学習指導要領と教育課程 ●発達障害のある子どもの教育 ●学習指導と授業づくり ●学級経営と生徒指導
4 人権教育・啓発推進法	文部科学省 HP	●人権教育
5 障害者基本法の一部改正	内閣府 HP	●特別支援教育（概論）
6 障害者差別解消法	内閣府 HP	●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約 ●特別支援教育（概論） ●福祉に関する法令・制度とサービスの実際 ●人権教育 ●労働・雇用分野における権利擁護
7 発達障害者支援法	厚生労働省 HP	●発達障害者支援法 ●発達障害の障害特性の理解
8 障害者総合支援法	厚生労働省 HP	●他の分野との連携 ●福祉に関する法令・制度とサービスの実際
9 障害者虐待防止法	厚生労働省 HP	●福祉に関する法令・制度とサービスの実際 ●人権教育
10 児童虐待防止法	厚生労働省 HP	●人権教育 ●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携
11 医師法	厚生労働省 HP	●関係領域の法令体系と動向

12 保健師助産師看護師法	厚生労働省 HP	●関係領域の法令体系と動向
13 精神保健福祉法	厚生労働省 HP	●関係領域の法令体系と動向
14 地域保健法	厚生労働省 HP	●関係領域の法令体系と動向
15 母子保健法	厚生労働省 HP	●関係領域の法令体系と動向
16 成育基本法	厚生労働省 HP	●関係領域の法令体系と動向
17 障害者優先調達推進法	厚生労働省 HP	●労働に関する法令・制度・施策
18 労働安全衛生法	厚生労働省 HP	●労働に関する法令・制度・施策
19 障害者雇用促進法	厚生労働省 HP	●労働に関する法令・制度・施策
20 障害者権利条約	外務省 HP	●発達障害の障害特性の理解 ●障害者の権利に関する条約及び 児童の権利に関する条約 ●特別支援教育(概論)
21 子どもの権利条約	ユニセフ HP	●障害者の権利に関する条約及び 児童の権利に関する条約

通知

通知	掲載場所	関連講座 (●共通分野 ●専門分野)
22 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて 〈17 文科初第 1138 号 平成 18 年 3 月 30 日 文部科学省初等中等教育局長通知〉	文部科学省 HP	●特別支援教育(概論)
23 特別支援教育の推進について 〈19 文科初第 125 号 平成 19 年 4 月 1 日 文部科学省初等中等教育局長通知〉	文部科学省 HP	●切れ目のない支援 ●支援の計画の作成と活用 ●特性に応じた指導・支援 ●早期発見・早期支援 ●他の分野との連携 ●特別支援教育(概論)
24 学校教育法施行令の一部改正について 〈25 文科初第 655 号 平成 25 年 9 月 1 日 文部科学事務次官通知〉	文部科学省 HP	●切れ目のない支援 ●支援の計画の作成と活用 ●早期発見・早期支援 ●他の分野との連携 ●特別支援教育(概論)

<p>25 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について 〈25 文科初第 756 号 平成 25 年 10 月 4 日 文部科学省初等中等教育局長通知〉</p>	<p>文部科学省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●切れ目のない支援 ●アセスメント ●早期発見・早期支援 ●特別支援教育（概論） ●発達障害のある子どもの教育
<p>26 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 〈平成 27 年 11 月 9 日付け 文部科学省告示第 180 号〉</p>	<p>文部科学省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の障害特性の理解 ●支援の計画の作成と活用 ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約 ●人権教育
<p>27 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について 〈元文科高第 328 号 令和元年 8 月 13 日 文部科学省高等教育局長通知〉</p>	<p>文部科学省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発達支援
<p>28 学校及び保育所からの市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の実施状況について 〈22 初児生第 64 号 雇児総発 0304 第 1 号 平成 23 年 3 月 4 日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知〉</p>	<p>厚生労働省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携
<p>29 母子保健施策の実施について 〈児発第 933 号 平成 8 年 11 月 20 日 厚生省児童家庭局長通知〉</p>	<p>厚生労働省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健体制
<p>30 発達障害者支援法の施行について 〈17 文科初第 16 号 厚生労働省発障第 0401008 号 平成 17 年 4 月 1 日 文部科学事務次官 厚生労働事務次官通知〉</p>	<p>厚生労働省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育（概論）
<p>31 自立支援協議会の設置運営について 〈障発 0330 第 25 号 平成 24 年 3 月 30 日 厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部長通知〉</p>	<p>厚生労働省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●他の分野との連携
<p>32 地域における保健師の保健活動について 〈健発 0419 第 1 号 平成 25 年 4 月 19 日 厚生労働省健康局長通知〉</p>	<p>厚生労働省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健体制
<p>33 乳幼児に対する健康診査の実施について 〈児発第 285 号 平成 10 年 4 月 8 日 厚生省児童家庭局長通知 改正 雇児発 0911 第 1 号 平成 27 年 9 月 11 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知〉</p>	<p>厚生労働省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健体制
<p>34 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて 〈障発 0331 第 15 号 平成 29 年 3 月 31 日</p>	<p>厚生労働省 HP</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約

厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部長通知)		
35 「都道府県社会的養護推進計画」について 〈子発0401第5号 令和2年4月1日 厚生労働省子ども家庭局長通知)	厚生労働省 HP	●子ども家庭福祉 ●福祉に関する法令・制度とサービスの実際
36 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 〈雇児発第0823001号 平成17年8月23日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 一部改正 子発0617第2号 令和2年6月17日 厚生労働省子ども家庭局長通知)	厚生労働省 HP	●発達障害の医療

事務連絡

事務連絡	掲載場所	関連講座 (●共通分野 ●専門分野)
37 「キャリアパスポート」例示資料等について 〈平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局 児童生徒課 事務連絡)	文部科学省 HP	●キャリア教育と進路指導
38 保育所等における障害のある子どもに対する支援施策について 〈平成29年8月4日 厚生労働省障害児・発達障害者 支援室 連名事務連絡)	厚生労働省 HP	●障害児保育

報告書

報告書	掲載場所	関連講座 (●共通分野 ●専門分野)
39 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)	文部科学省 HP	●発達障害の障害特性の理解 ●併存障害の理解と対応 (二次的な問題を中心に) ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約 ●特別支援教育 (概論) ●特別支援教育体制 ●学習指導と授業づくり

40 心のバリアフリー学習推進会議（報告）	文部科学省 HP	●切れ目のない支援 ●障害者の権利に関する条約及び 児童の権利に関する条約
41 21 世紀の特殊教育の在り方について ～ 一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り 方について～（最終報告）	文部科学省 HP	●特別支援教育（概論）
42 今後の特別支援教育の在り方について （最終報告）	文部科学省 HP	●特別支援教育（概論）
43 家庭と教育と福祉の連携「トライアング ル」プロジェクト ～障害のある子と家族を もっと元気に～	文部科学省 HP 厚生労働省 HP	●発達障害の障害特性の理解 ●発達心理 ●家族・保護者支援 ●他の分野との連携 ●発達支援
44 乳幼児健康診査における発達障害の早期 発見・早期支援のための取組事例に関する調 査研究報告書	厚生労働省 HP	●早期発見・早期支援
45 発達障害者支援センター運営事業におけ る新たな支援のあり方に関する調査	厚生労働省 HP	●切れ目のない支援
46 平成 29 年度「障害者虐待の防止、障害者 の養護者に対する支援等に関する法律」 に基づく対応状況等に関する調査結果報 告書	厚生労働省 HP	●障害者の権利に関する条約及び 児童の権利に関する条約
47 平成 28 年生活のしづらさなどに関する調 査	厚生労働省 HP	●障害児・者福祉（総論）
48 障害児支援の見直しに関する検討会 報告 書	厚生労働省 HP	●発達支援
49 障害児支援の在り方に関する検討会 報 告書	厚生労働省 HP	●発達支援
50 児童養護施設入所児童等調査の結果	厚生労働省 HP	●虐待の予防・早期発見・対応に 関する連携
51 平成 30 年度「障害者の生活実態」	東京都福祉保 健局 HP	●障害児・者福祉（総論）
52 発達障害者等の地域特性に応じた支援ニ ーズとサービス利用の実態の把握と支援内容 に関する研究	厚生労働科学 研究成果デー タベース	●地域診断と地域ネットワーク

ガイドライン・ガイドブック・手引き・事例集等

タイトル	掲載場所	関連講座（●共通分野 ●専門分野）
53 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン	文部科学省 HP	●切れ目のない支援 ●早期発見・早期支援 ●他の分野との連携 ●特別支援教育体制 ●学習指導と授業づくり
54 小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）	文部科学省 HP	●特別支援教育（概論）
55 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ～養護教諭の役割を中心として～	文部科学省 HP	●特別支援教育体制
56 生徒指導提要	文部科学省 HP	●学級経営と生徒指導
57 キャリア教育の手引き	文部科学省 HP	●キャリア教育と進路指導
58 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き	文部科学省 HP	●人権教育
59 放課後等デイサービスガイドライン	厚生労働省 HP	●支援の計画の作成と活用 ●生活・余暇支援 ●家族・保護者支援 ●他の分野との連携 ●発達支援
60 児童発達支援ガイドライン	厚生労働省 HP	●支援の計画の作成と活用 ●生活・余暇支援 ●家族・保護者支援 ●他の分野との連携 ●発達支援
61 保育所等訪問支援の手引き	厚生労働省 HP	●発達支援
62 子ども虐待対応の手引き	厚生労働省 HP	●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携
63 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き	厚生労働省 HP	●成年後見
64 成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引	裁判所 HP	●成年後見
65 令和2年度版人権教育・啓発白書	法務省 HP	●人権教育
66 障害のある学生への支援・配慮事例	日本障害学生支援機構 HP	●切れ目のない支援 ●他の分野との連携

67 合理的配慮ハンドブック ～障害のある学生を支援する教職員のために～	日本障害学生支援機構 HP	●切れ目のない支援 ●他の分野との連携
68 就職支援ガイドブック…発達障害のあるあなたに…	高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP	●就業（就労）支援
69 発達障害を理解するために2 ～就労支援者のためのハンドブック～	高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP	●就業（就労）支援

法令・制度・施策に関する資料

タイトル	掲載場所	関連講座（●共通分野 ●専門分野）
70 高等学校における通級による指導	文部科学省 HP	●特性に応じた指導・支援 ●併存障害の理解と対応（二次的な問題を中心に） ●就業（就労）支援 ●生活・余暇支援 ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約 ●発達障害のある子どもの教育
71 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）	文部科学省 HP	●特別支援教育（概論）
72 教育基本法の改正 平成18年12月	文部科学省 HP	●特別支援教育（概論）
73 発達障害者支援法の改訂について	厚生労働省 HP	●発達障害者支援法
74 障害福祉サービス等	厚生労働省 HP	●他の分野との連携
75 成年後見制度関係資料集	厚生労働省 HP	●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約
76 障害児支援施策	厚生労働省 HP	●特別支援教育（概論） ●発達支援
77 主な母子保健対策（体系図）	厚生労働省 HP	●母子保健体制
78 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業について	厚生労働省 HP	●就業（就労）支援の実際
79 職業能力評価基準について	厚生労働省 HP	●就業（就労）支援の実際
80 社会的養護	厚生労働省 HP	●子ども家庭福祉 ●福祉に関する法令・制度とサービスの実際

81 社会的養護の現状	厚生労働省 HP	●子ども家庭福祉
82 ひとり親家庭の支援について	厚生労働省 HP	●子ども家庭福祉
83 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況	厚生労働省 HP	●子ども家庭福祉
84 児童虐待防止対策	厚生労働省 HP	●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携
85 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会	厚生労働省 HP	●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携
86 児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム	厚生労働省 HP	●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携
87 子ども虐待による死亡事例等の検証について	厚生労働省 HP	●虐待の予防・早期発見・対応に関する連携
88 厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進	厚生労働省 HP	●福祉に関する法令・制度とサービスの実際
89 子ども・子育て支援	厚生労働省 HP	●福祉に関する法令・制度とサービスの実際
90 障害者優先調達推進法の推進(取組事例)	厚生労働省 HP	●労働に関する法令・制度・施策
91 プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要	厚生労働省 HP	●労働に関する法令・制度・施策
92 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供〈パンフレット〉	厚生労働省 HP	●労働・雇用分野における権利擁護
93 子ども・子育て本部	内閣府 HP	●子ども家庭福祉 ●福祉に関する法令・制度とサービスの実際
94 人権教育・啓発に関する基本計画	法務省 HP	●人権教育
95 成年後見制度 ―詳しく知っていただくために―	裁判所 HP	●成年後見
96 成年後見関係事件の概況―平成31年1月～令和元年12月―最高裁判所事務総局家庭局	裁判所 HP	●成年後見
97 成年後見制度において利用する信託の概要	裁判所 HP	●成年後見
98 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援	高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP	●就業(就労)支援の実際

その他の資料

タイトル	掲載場所	関連講座（●共通分野 ●専門分野）
99 教育支援資料（平成 25 年 10 月）	文部科学省 HP	●発達障害の障害特性の理解 ●切れ目のない支援 ●特性に応じた指導・支援 ●早期発見・早期支援 ●発達障害のある子どもの教育
100 学校現場における虐待防止に関する研修教材	文部科学省 HP	●人権教育
101 研修教材「児童虐待防止と学校」	文部科学省 HP	●人権教育
102 特別支援教育に関する調査の結果関連データ（平成 19 年度以降）	文部科学省 HP	●切れ目のない支援
103 疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10（2013 年版）	厚生労働省 HP	●発達障害の障害特性の理解
104 ICD-11 の概要	厚生労働省 HP	●発達障害の障害特性の理解
105 保育関係	厚生労働省 HP	●障害児保育
106 合理的配慮等具体例データ集（合理的配慮サーチ）	内閣府 HP	●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約 ●労働・雇用分野における権利擁護
107 厚生労働省 みんなのメンタルヘルス総合サイト	みんなのメンタルヘルス HP	●精神疾患とその治療
108 厚生労働科学研究「ひきこもり状態を伴う広汎性発達障害者の家族に対する認知行動療法の効果：CRAFT プログラムの適用」	厚生労働科学研究成果データベース	●併存障害の理解と対応（二次的な問題を中心に）
109 強度行動障害支援者養成研修テキスト	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 HP	●併存障害の理解と対応（二次的な問題を中心に）
110 令和元年度研修実績 サービス管理責任者等指導者養成研修会資料	国立障害者リハビリテーションセンター学院 HP	●他の分野との連携 ●発達支援 ●ケアマネジメント
111 令和元年度研修実績 相談支援従事者指導者養成研修会資料	国立障害者リハビリテーションセンター学院 HP	●他の分野との連携 ●ソーシャルワーク

112	ソーシャルワーカーの倫理綱領 2020	日本ソーシャルワーカー連盟 HP	●ソーシャルワーク
113	ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 2014	日本ソーシャルワーカー連盟 HP	●ソーシャルワーク
114	福祉のしごとガイド（資格・職種編）	WAM NET HP	●対人援助職の基本姿勢 ●福祉に関する法令・制度とサービスの実際

事務局ホームページ

HP	掲載ページ	関連講座(●共通分野 ●専門分野)
国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター	115 発達障害に気づく	●早期発見・早期支援
	116 発達障害を理解する	●発達障害の障害特性の理解
	117 こんなとき、どうする？	●発達障害の障害特性の理解 ●家族・保護者支援 ●発達障害の医療
	118 発達障害に関する資料	●発達障害の障害特性の理解 ●発達心理 ●アセスメント ●他の分野との連携 ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター	119 発達障害の理解	●発達障害の障害特性の理解 ●発達障害者支援法 ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約
	120 指導・支援	●アセスメント ●支援の計画の作成と活用 ●特性に応じた指導・支援
	121 研修講義動画	●発達障害の障害特性の理解 ●特性に応じた指導・支援 ●併存障害の理解と対応（二次的な問題を中心に） ●家族・保護者支援
	122 発達障害Q&A	●就業（就労）支援 ●生活・余暇支援 ●早期発見・早期支援 ●家族・保護者支援 ●他の分野との連携

●委員（令和2年度、3年度） ※所属は令和4年1月現在

本田 秀夫	信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授
小倉 加恵子	鳥取県中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課 参事
西村 浩二	広島県発達障害者支援センター センター長
日戸 由刈	相模女子大学人間社会学部 人間心理学科 教授
栗野 健一	日本発達障害ネットワーク 理事
光真坊 浩史	全国児童発達支援協議会 理事
笹森 洋樹	国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター センター長
遅塚 昭彦	埼玉県社会福祉士会 理事
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク 理事長

●ワーキンググループ委員（令和2年度） ※所属は令和3年3月現在

遅塚 昭彦	埼玉県社会福祉士会 理事
井上 秀和	国立特別支援教育総合研究所 主任研究員
廣島 慎一	国立特別支援教育総合研究所 主任研究員
小川 晴司	埼玉県発達障害総合支援センター 所長
朝倉 真由美	埼玉県保健医療部健康長寿課 副課長
山崎 晃史	社会福祉法人昴理事 ハロークリニック相談支援室長
河崎 誠司	特定非営利活動法人サンライズ 理事

教育・福祉連携推進のための研修実施ガイド

令和4年1月

発行： 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター
国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター